



平成24年（行ノ）第82号上告受理申立て事件

申立人 滋 賀 県
相手方 宮 部 龍 彦

平成24年12月26日

申立人訴訟代理人

弁護士 吉 田 和 宏
同 田 口 勝 之
同 伊 藤 慧



最高裁判所 御中

上告受理申立理由書

目 次

第1 法令の解釈に関する重要な事項

- 1 「本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報」を開示することは、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものであることについて
- 2 本件情報公開条例6条6号事由該当性において、当該情報と同内容の情報を住民に周知させることが、他の事務または事業主体の事務または事業の趣旨に沿うか否かを考慮することの可否について
 - (1) 原判決の判示
 - (2) 本件情報公開条例6条6号事由該当性の解釈
 - (3) 本件へのあてはめ
 - (4) まとめ
- 3 本件情報公開条例6条1号事由該当性において、「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」が、同号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否か、同号但書アの「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについて
 - (1) 原判決の判示
 - (2) 本件情報公開条例6条1号本文事由該当性の解釈
 - (3) 本件情報公開条例6条1号但書ア事由該当性の解釈
 - (4) 本件へのあてはめ
 - (5) まとめ

第2 結論

(附属書類)

- 1 別紙1 理由要旨
- 2 別紙2 原判決書(第1審引用部分反映版)
- 3 別紙3 地域総合センターの変遷等について
- 4 別紙4 国土交通委員会議事録
- 5 別紙5 プライム事件資料
- 6 別紙6 週刊朝日の橋本徹大阪市長連載記事資料

上告受理申立理由

第1 法令の解釈に関する重要な事項

1 滋賀県が、「本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報」を開示することは、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものであること

(1) 本件で、滋賀県が非開示とした情報は、いずれも同和地区名そのものないしは同和地区を特定する情報である。

そして、滋賀県が非開示とした背景には、現在においても差別意識の解消が十分に進んでおらず、差別事件の発生が後を絶たない社会の現状がある。

(2) この点、原判決は、「同和問題について」において、

「ア 昭和36年に国の諮問機関として設置された同和対策審議会が昭和40年に内閣総理大臣に提出した「同和対策審議会答申」(乙5)によれば、同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされ、「その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに、陰に陽に身分的差別のあつかいを受けている。」とされている。

また、平成8年に国の諮問機関である地域改善対策協議会が内閣総理大臣及び関係各大臣に提出した「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の

基本的な在り方について（意見具申）」（乙6）は、「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。」とされている。

イ 問題事例

a 部落地名総鑑

昭和50年11月、全国の同和地区名及び所在地等が記載された文書（部落地名総鑑）の存在が発覚し、当該文書の購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明した。これに対して総理府総務長官及び労働大臣はそれぞれ遺憾の意を表明する談話を発表した。（乙7、8）

また、上記事件以降も同和地区名を一覧表にしたものが多数発覚しており、それらが身元調査に使われた可能性があるとして、複数の新聞社により報道がされた。（乙10、11の1・2、12の1・2）

b 滋賀県における同和地区に関する問い合わせ

現在に至るまで、滋賀県民や宅地建物取引業者が、市役所又は町役場に対して特定の地域が同和地区であるか否かを問い合わせるといふ事例が複数存在する。」

と判示している（別紙2原判決書〔第1審引用部分反映版〕26頁17行目ないし27頁20行目）。

(3) 補足すれば、次のような問題事例がある。

ア 平成22年5月18日の国会（国土交通委員会）においては、ディベロッパーがマンション建設にあたり、広告代理店やリサーチ会社に建設予定地の状況を調査・報告するよう依頼し、その報告書では、同和地区について「問題のある地域」、「敬遠されるエリア」などと記載されていたことが中川治議員（当時）から質問・報告された。これに対して前原国土交通大臣（当時）

は、「同和地区に関する問い合わせ、それから差別意識を助長するような広告、それから賃貸住宅の媒介業務に係る不当な住居差別などが発生しないように、関係業界団体や宅地建物取引業者に指導している…こういった差別的な報告等が出されないようにさらに徹底をしていきたいと考えている。」と答弁している（別紙4）。

イ 平成23年11月に東京都内のプライム総合法務事務所に関連した司法書士や元弁護士をはじめ5人が戸籍謄本等の不正取得で愛知県警に逮捕された事件では、プライム社は仲介者を通じて全国各地の探偵社や調査会社から依頼を受けて不正取得を繰り返し、その数は1万件をこえているといわれている。この事件でプライム社は、司法書士等が使用する職務上請求書を大量に偽造して戸籍などを不正取得したとされており、その取得目的について「その8～9割は、結婚相手の身元調査と浮気調査だった。」と社長が述べているように、今も身元調査が行われている現実がある（別紙5）。

ウ 最近では、「週刊朝日」平成24年10月26日号で橋下徹大阪市長をめぐる連載記事を掲載した事件があり、出版元である朝日新聞出版の親会社である朝日新聞社が設置する第三者委員会である「朝日新聞社報道と人権委員会」が平成24年11月9日に発表した見解で、「本件記事には、被差別部落の地区を特定する表現がある。」、「部落差別を助長する表現が複数箇所あり、差別されている人をさらに苦しめるものとなっている。」としたように、同和地区名を公にすることが社会的にも認められていないことが明らかとなっている。

なお、朝日新聞出版は、11月30日号に謝罪文を掲載したほか、社長が引責辞任、編集長と副編集長が停職3箇月および降格となる厳しい社内処分も実施している（別紙6）。

エ これ以外にも、インターネットを利用した差別書込みも近年では頻発している。

「2ちゃんねる」等の例を出すまでもなく、相手方宮部龍彦は「鳥取ループ」名で、滋賀県、大阪府、鳥取県の部落（同和地区）一覧をグーグルマップ上に掲載している。

出典は、『「滋賀の部落」1巻 部落巡礼』、『部落解放同盟滋賀県連合会から名簿が流出した支部一覧』、参考資料として『角川地名辞典』、『新日本地名索引』、『各地の地域総合センター設置条例』をあげているが、当該サイトに添えられている文書には、「同和地区を役場に問い合わせた一般市民が部落解放同盟と滋賀県、愛荘町から糾弾された事件があったので、役場に問い合わせなくても分かるように掲載しました。」と書かれており、同和地区を明らかにする目的で情報を掲載しており、部落差別を煽り、差別行為を助長・拡散させる極めて悪質な書込みである。

- (4) 原判決により公開すべきとされた非開示情報については、特別法に基づく特別対策として設置・運営されていたすべての地域総合センターの概要を滋賀県が「同和対策地域総合センター要覧」として平成8年3月にまとめたものであり、その目次や施設一覧は名称、電話番号、郵便番号、所在地の情報そのものであって、まさに同和地区を特定する情報である。

また、本件要覧は滋賀県が作成していることから、そこに掲載されている情報の信用性は極めて高く、これが公文書公開請求に基づき公開され、広く流布されることとなれば、昭和50年代前半に大きな社会問題となった「部落地名総鑑」をもしのぐ決定版となることは必定であり、他自治体への波及も考えれば、滋賀県が、これまで積み上げてきた同和問題解決に向けた取組が一瞬にして水泡に帰すものと考えられる。

- (5) 相手方宮部龍彦は、これまでの情報公開請求や本件訴訟の経過、さらには当事者双方が提出した書面、判決文などすべてを自らのブログに掲載し、不特定多数の者がインターネット上で閲覧できる状態にしており、本件非公開情報が開示されることとなれば、これについても同様に取り扱われると解す

る蓋然性があり、結果として滋賀県が作成し、裁判所も公開を認めた滋賀県内同和地区の一覧として世間に流布し、差別意識を煽り差別行為を助長させ、重大な人権侵害をもたらすことは必至である。

2 本件情報公開条例6条6号事由該当性において、当該情報の開示が、他の事務または事業主体の事務または事業の趣旨に沿うか否かを考慮することの可否について

(1) 原判決の判示

この点、原判決は

「本件目次及び一覧表部分の記載情報も、各センターの名称及び所在地を特定する情報であり、それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区であることを特定し得る情報であるとはいえる。

しかしながら、上記非開示情報は、少なくともその多くは、それぞれの各センターが所在する市や町において、それぞれそのセンターの設置管理条例が設けられ、条例上、その名称及び所在地が明らかにされており、これらの各条例については、公報による公布がされて既に公開されたほか、各地方自治体の例規集にも掲載され、インターネット上からもその閲覧が可能な状態となっている。また、各センター等は、施設の性質上、住民の利用の用に供することを前提としており、その名称、所在、連絡先は住民に周知されるべきもので、各市や町の事業としても、そのようにすることがその事業の趣旨に沿うものというべきである。

そうすると、上記の非公開情報については、それを公開することによって、被控訴人の同和対策事業の適正な遂行に更に支障が生じるとも、また各市町の事業の適正な遂行に支障が生じるともいえないというべきである。

(中略)

このようにみてくると、上記非開示情報は、6号事由にも、・・・該当しないというべきである。」

と判示する。

(2) 本件情報公開条例6条6号事由該当性の解釈

本件情報公開条例6条6号は、「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定しているものである（乙1）。

すなわち、本件情報公開条例6条6号は、当該情報の内容と当該業務の性質を照らし合わせて、当該情報を公にすることにより当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

したがって、同規定の適用においては、当該情報と同内容の情報を住民に周知させることが、他の事務または事業主体の事務または事業の趣旨に沿うか否かは、何ら考慮すべき事情にあたらぬというべきである。仮に、考慮すべきであったとしても、事務または事業主体の関連性や事務または事業の関連性などから、考慮すべき特段の合理的な事由がある場合に限り解するのが相当である。

(3) 本件へのあてはめ

ア ところが、原判決は、「各センター等は、施設の性質上、住民の利用の用に供することを前提としており、その名称、所在、連絡先は住民に周知されるべきもので、各市や町の事業としても、そのようにすることがその事業の趣旨に沿うものというべきである」と判示し、単に、滋賀県とは別個独立である滋賀県下の市町の事業について、「本件目次及び一覧表部分の記載情報」を住民に周知することが、当該市町の事業の趣旨に沿うという事情をもって、「被控訴人の同和対策事業の適正な遂行に更に支障が生じるとも・いえないというべきである」と判示しているものである。

イ この点、6号事由該当性における当該事業は、滋賀県が行う本件同和対策事業、具体的には、「県民向け人権啓発事業」、「就職差別撤廃啓発事業」及び「宅地建物取引業者に対する人権啓発事業」（別紙2原判決書〔第1審引用部分反映版〕30頁）である。

また、滋賀県下の各市町においては、各センターにおいて同和問題解決のための諸事業を営むものである（なお、後記のとおり、滋賀県下の市町が各センターで行う同和問題解決のための諸事業も徐々にその役割を終え、現在は、人権啓発事業等が主な事業となっているし、別紙3「地域総合センターの変遷等について」のとおり、事業の廃止、名称変更、地区外移転等がなされている。）。

しかしながら、この点、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」（地方自治法245条の2）し、その関与も「その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しなければならない」（地方自治法245条の3第1項）とされている。

すなわち、滋賀県が行う前記事業と、滋賀県下の各市町における前記事業は、別個独立のものである上に、滋賀県の滋賀県下の各市町に対する関与も限定的なものにとどまる。

ウ また、同和対策事業については、原判決が、「国は、同和問題の早急な解決を図るため、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年施行）をはじめ、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年施行）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年施行）と三度にわたり特別法を制定し、被差別部落の大部分を同和地区として指定し、生活環境の改善等の物的な基盤整備を行ってきた。また、国は、教育や産業・職業・社会福祉に関する対策の実施と併せて、人々の同和地区に対す

る差別意識の解消を図るため、様々な啓発活動を行ってきた。物的基盤整備は概ね完了したということで、一般対策への移行期間を経て、平成14年3月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、同和問題に対する特別対策は終了したが、一般対策は依然として継続されている。国は、国際連合総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受け、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、その中で同和問題をわが国の人権問題の重要課題の一つであると位置づけている。また、国は、平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法5条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、同法7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、教育・啓発の取組を積極的に推進することとするとされている。」と判示（別紙2原判決書〔第1審引用部分反映版〕27頁25行目ないし28頁19行目）するように、物的基盤整備は概ね完了し、現在は、一般対策としての人権啓発事業等が主な事業である。

そこで、滋賀県は、「県民向け人権啓発事業」、「就職差別撤廃啓発事業」及び「宅地建物取引業者に対する人権啓発事業」を行っているものである。

また、同様に、滋賀県下の市町が各センターで行う同和問題解決のための諸事業も徐々にその役割を終え、現在は、人権啓発事業等が主な事業となっているし、別紙3「地域総合センターの変遷等について」のとおり、事業の廃止、名称変更、地区外移転等がなされている。それは、センターの存在そのものが、特定地域が同和地区であることを明らかにすることと

なってしまう、かえって人権啓発の趣旨に反するという事情にもよるものである。

ところで、原判決も判示するように、「本件目次及び一覧表部分の記載情報も、各センターの名称及び所在地を特定する情報であり、それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区であることを特定し得る情報であるとはいえる」、そして、「同和地区の所在に関する情報は、同和関係者に対する差別のために悪用される場合もあるから、上記のような同和地区やその関係者に対する差別意識がなお残っている現状に鑑みれば、同和地区の所在に関する情報が公開されることにより同地域が同和地区であることが明らかになり、そこに居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されることは否定し難い」（別紙2原判決書〔第1審引用部分反映版〕31頁）。

確かに、各センターが所在する市や町において、地方自治法244条の2に基づき、それぞれそのセンターの設置管理条例が設けられ、条例上、その名称及び所在地が明らかにされており、これらの各条例については、地方自治法16条に基づき公報による公布がされて既に公開されたほか、他の条例と同様の扱いにより、各地方自治体の例規集にも掲載され、インターネット上からもその閲覧が可能な状態となっていたこともある。

また、市町の各センターの設置当初、同和問題の解決のための諸事業の施行のために、センター利用の主な対象である同和地区住民に対しセンターの存在を周知することは必要であったといえる。

しかし、それらの範囲を超えて、同和地区に「居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されることは否定し難い」情報である「センターの名称、所在、連絡先」を同和地区の内外を問わずに広く住民に周知させ、もって、居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長させることは、市町の各センターの設置当初からの同和問題の解決のため

の諸事業の趣旨に反することはもちろんのことである。

そして、前記のとおり、滋賀県下の市町が各センターで行う同和問題解決のための諸事業は人権啓発事業等が主なものとなっている現在においては、各センターの事業の趣旨に反することはなおさら明らかである。

したがって、「センターの名称、所在、連絡先」を同和地区の内外を問わずに広く住民に周知させることが、市町の各センターにおける事業の趣旨に沿うということなどは、同和対策事業の変遷やその中での人権啓発事業の趣旨を全く理解しない非常識であって、社会通念上、到底ありえないことである。

エ 以上から、「本件目次及び一覧表部分の記載情報」の6号事由該当性の判断において、「センターの名称、所在、連絡先」の住民への周知が滋賀県下の市町の各センターにおける人権啓発事業の趣旨に沿うか否かを考慮すべき特段の合理的な事由も何ら認められないし、そもそも、「センターの名称、所在、連絡先」の住民への周知が滋賀県下の市町の各センターにおける人権啓発事業の趣旨に沿うとは認められない。

とすれば、「本件目次及び一覧表部分の記載情報」は、本件同和対策事業に関する情報であり、公にすることにより、同事業の性質上、同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、6号事由に該当するものと認めるのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、原判決には、本件情報公開条例6条6号の解釈適用を誤る違法があり、かかる違法は、原判決中申立人敗訴部分の破棄事由になるとともに、滋賀県が行う「県民向け人権啓発事業」、「就職差別撤廃啓発事業」及び「宅地建物取引業者に対する人権啓発事業」に多大な支障をもたらすのみならず、前記1のとおり、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものである。

よって、原判決には法令の解釈に関する重要な事項を含むものである。

- 3 本件情報公開条例6条1号該当性において、「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」が、同号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否か、同号但書アの「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについて

(1) 原判決の判示

この点、原判決は

「本件目次及び一覧表部分の記載情報も、各センターの名称及び所在地を特定する情報であり、それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区であることを特定し得る情報であるとはいえる。

(中略)

また、上記非開示情報は、いずれも、特定の個人を識別することができるものとはいうことができず、これが公開されることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでいうことはできない。また、本件情報公開条例6条1号アにより、条例の規定により公にされ、または公にすることが予定されている情報ということもできる。

このようにみてくると、上記非開示情報は、・・・1号事由にも、いずれにも該当しないというべきである。」

と判示する。

(2) 本件情報公開条例6条1号本文事由該当性の解釈

ア 立法の経緯

(ア) 本件情報公開条例は平成12年10月11日に制定され、同条例6条

1号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「行政機関情報公開法」という。）5条1号と内容をほぼ同じくしている。

(イ) そして、行政機関情報公開法を制定するにあたっては、行政改革委員会の行政情報公開部会（平成7年3月17日発足）において、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況調査、有識者、関係団体等からの意見聴取実施、検討が行なわれ、平成8年11月1日提出された同部会の報告をもとに、同委員会が、平成8年12月16日付けにて「情報公開法制の確立に関する意見」を決定し、これをもとに更なる議論等を経て、平成11年5月14日、公布された。

「情報公開法制の確立に関する意見」は、主に、「情報公開法要綱案」（乙29）及び「情報公開法要綱案の考え方」（以下、「考え方」という。）（乙30）からなる。

また、行政情報公開部会の審議内容の一部については、議事録が公開されている。

以下、行政機関情報公開法の立法趣旨、学説等もふまえつつ検討する。

イ 「個人に関する情報」

(ア) 「個人に関する情報」について、平成15年11月11日最高裁判決は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。」と判示する（最高裁判所平成15年11月11日第3小法廷判決・民集57巻10号1387頁）。

したがって、たとえば、住居表示の新旧対照表等も「個人に関する情報」にあたりとされている（平成20年12月18日大阪高裁第3民事部判決）（乙31）。

(イ) なお、「個人に関する情報」の性質・内容は様々であり、極めてセンシティブな情報もあれば、必ずしもそうとはいえない情報もある。

センシティブ情報とは、機微な情報ともいい、特に取扱に配慮が必要な個人情報のことを指す。

たとえば、平成11年3月に通商産業省が制定した個人情報に関するガイドラインに、企業が個人情報を保護するためにどのようなステップを踏んで何をすべきか等について規定した、JISの「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項 (JISQ15001)」があるが、この中で、センシティブ情報の収集禁止を規定しており、具体的には、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」等の収集を禁止している(乙32)。

また、労働省も、「職業紹介事業者、労働者の募集を行なう者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」(平成11年労働省告示第141号)を定め、「職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。…イ人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」等と規定する(乙33)。

ウ 個人識別可能性

(ア) 非公開情報の定め方

情報公開法制のもとでは、行政機関の保有する個人に関する情報を原則として非公開とするのが一般的であるが、その方式は、個人識別情報を非公開とする方式と、プライバシー情報を非公開とする方式に大別される。

本件情報公開条例は、前者の方式を採用しており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律も同様である。

この趣旨について、「考え方」4(2)イが、以下のように述べている(乙30)。

すなわち、「第6第1号の規定により開示されないことの利益は、個人の正当な権利利益であるが、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。また、本来なら、私人が直接当該個人に対して開示を求めることができないような情報を、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではない。そこで、本要綱案では、特定の個人が識別される情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法を採ることとした。」のである。

そして、滋賀県情報公開条例も同様の趣旨に基づいている。

(イ) 個人識別可能性の判断

「考え方」は、「特定の個人を識別することができる」か否かの判断に当たっては、次のことに留意するよう述べている(乙30)。

すなわち、「上記の趣旨に照らし、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要がある。例えば、一定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼす場合があり得る。このような場合は、情報の性質及び内容に照らし、プライバシー保護の十全を図る必要性の範囲内において、個人識別可能性を認めるべき必要がある」のである。

行政情報公開部会の議事録によると、上記のような「考え方」をまとめる際に念頭におかれていたのは、まさに、本件のような同和問題に関する情報等、重大な社会的差別や偏見等をひき起こす可能性があるケースであ

と思われる（乙34、乙35〔議事録〕）。

まず、第45回行政情報公開部会において、「地域改善対策等に関する情報」について検討されており、同情報は、「特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」にあたるという形で整理できる旨の意見が出されているところである。

また、第51回同部会においては、「個人識別性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質を考慮する必要がある。」との点について、「ある特定の地域ないし集団に関する情報が、そこに所属する個人について、重大な社会的差別や偏見等をひき起こす可能性があるときに、直接個人の識別は簡単にはできないのだけれども、情報のセンシティブティーに鑑みて、間接的にせよ、プライバシー保護の観点から簡単に出すべきではないという趣旨」であることが確認されている。

なお、第51回同部会において、同部会専門委員のひとりである佐藤幸治教授が、「条例を作るときに、なぜ地名がプライバシーの保護なのかということていろいろ議論」した旨の発言をしているが、ここにいう「条例」とは、大阪府情報公開条例のことを指していると思われる。

同条例9条1号は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報…であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と規定している。

そして、その解釈・運用の解説において、「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され

得るものを含む。(具体的には、同和地区の所在地のように、当該情報からは、直接特定個人が識別され得ないが、請求者が一般に公にされている住居表示、住宅地図その他により知りえた特定個人の氏名、住所等と結合することにより、特定個人が識別されるものをいう。同和地区の所在地については、同和地区に対する差別意識の解消が十分に進んでいない実態から判断して、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報(公開すれば特定個人の人権の侵害につながる)に該当して非公開となる。)旨明記されている(乙36 [行政刷新会議資料])。

また、学説上も、「個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがある。たとえば、ある集団の中の一人が解雇されたという情報の場合当該集団の構成員の数が多い場合には、他の情報と照合することによって当該個人が識別される可能性は一般的に低いが、構成員がごく少数の場合には、モザイク・アプローチ(他の情報との照合により不開示規定が保護しようとしている利益が害されるおそれがある場合に不開示としうるという解釈)により個人が識別される可能性が高くなる。・・・また、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性がありうる。個人識別性の判断に際しては、右のような事情も考慮に入れて解釈する必要がある。」(乙37 [宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」56頁以下])等とされている。

(ウ) 「他の情報と照合することにより」について

当該情報単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについては、個人識別情報にあたる趣旨である。

「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

裁判上、次のような情報と照合することにより個人識別性を認めた事例がある。

- a 神戸地方裁判所平成3年10月28日判決（判時1437号77頁）
（乙38 [判例時報]）

土地区画整理事業の測量図について、「本件文書は、仮換地後の測量図及び仮換地指定の前後の土地の位置関係の対照を示す図にすぎないから、それだけで個人を識別することはできないが、土地登記簿など誰でも容易に閲覧できるような情報と結合することによって、特定の個人に関する財産状況等を判別することが可能な情報ということが出来る。」等として不開示相当とされている。

- b 大阪高等裁判所平成20年12月18日判決（乙31 [裁判所ウェブ掲載判例]）

住居表示の新旧対照表の非公開取消請求がなされた事案につき、「本件情報は、旧新対照表の「旧住所」と「新住所」との対応関係に関する情報であって、個人の氏名を記録した部分を含まないものであるから、それ自体から特定の個人を識別することはできない。しかし、不動産登記法119条ないし121条等によれば、誰でも不動産登記記録の登記事項証明書及び地図等の写しの交付を受けることができ、これにより旧住所である土地の地番、同土地の建物の所在の有無、土地及び建物の所有者等を知ることができるし、また、住居表示に係る新住所を地図上に書き込んだものが一般の閲覧に供されているので、その図面に基づいて、本件文書に記載されている新住所を現地見分したり住宅地図と照合したりすることにより、当該個人の住所を知ることができる。したがって、本件情報は、少なくとも他の情報と照合することにより、特定の個

人を識別することができるものであり、本件条例7条1号にいう「個人に関する情報」に該当するというべきである。」と判示している。

エ 個人識別不能な個人情報

本件情報公開条例6条1号本文後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非公開とすることを規定している。

行政機関情報公開法5条1号本文後段も同様の規定をもうけているところ、「考え方」4(2)エは、その例として、「カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関連する情報」と、「個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報で、…財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の2類型を挙げている。

この点につき、第51回行政情報公開部会において、「カルテ」や「反省文」を例示した理由として、「一番分かりやすい」ものであり、「自治体で今のところ開示しないと言っているながら困っている例は「カルテ」と「反省文」が多い」という2点があげられており、例示されたもの以外にも該当するものがあることを否定するものではない(乙35 [議事録])。

そして、個人の人格と密接に関連する情報を非公開とする趣旨については、「センシティブな情報は出すべきではない」すなわち、「識別される可能性はないが、その人本人からみると自分にはわかるので、そういうプライバシー感情を保護する」ためであることが確認されている(乙37 [議事録])。

オ まとめ

(ア) 以上からすれば、まず、本件情報公開条例6条1号本文の「個人に関する情報」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個

人に関する情報」に当たると解するのが相当であるが、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報は、「個人に関わりのある情報」として「個人に関する情報」と解すべきである。

(イ) 次に、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の該当性においては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要がある、特に、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報に関しては、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを広く含むと解すべきである。

(ウ) さらに、「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性について、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報に関しては、識別される可能性はないとしても、当該個人の公にされたくないというプライバシー感情を保護するべきであり、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、広く該当性が認められると解するのが相当である。

(3) 本件情報公開条例6条1号但書ア事由該当性の解釈

ア 同号但書アないしウは、「個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要がないものおよび個人の権利利益を侵害することがあっても、なお公開することの公益が優先するため公開すべきものは、例外的に公開することにしたもの」である（乙1）。

イ したがって、同号但書アの「法令等の規定により」公にされている情報の該当性において、特に「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪

歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報に関しては、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、単なる文字情報だけではなく、その情報の性質・内容等から、前記アの例外的事情があるか厳格に判断するのが相当である。

(4) 本件へのあてはめ

ア 「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」は、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報であることから、本件情報公開条例6条1号本文の「個人に関する情報」に該当する。

そして、同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず、身元調査が後を絶たず部落地名総鑑事件や戸籍の不正取得・横流し事件が発生している社会の現状においては、かかる情報の保護の特段の必要性があり、当該情報からは、直接特定個人が識別されえないが、一般に公にされている住居表示、住宅地図その他により知りえた特定個人の氏名、住所等と結合することにより、同和地区居住者あるいは同地区出身者の特定個人が識別されるものであることから、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するというべきである。

イ 仮に、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当しないとしても、同和地区居住者あるいは同地区出身者本人からみると、かかる情報が公にされたくないというプライバシー感情を保護するべきであり、「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するというべきである。

ウ 「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」のうち、センターの名称及び所在地は、設置管理条例によりかつて官報により公報され、かつ、

設置管理条例は条例集に掲載され、インターネットでも閲覧可能な場合もあることから（なお、現在の設置管理条例の状況〔廃止・名称変更・地区外移転等の変更がないか〕、例規集への登載、インターネットでの閲覧の可否については、別紙3「地域総合センターの変遷等について」のとおりである）、

「条例の規定により公にされている情報」に該当するか否かが問題となる。

たしかに、設置管理条例により公にされているセンターの名称及び所在地は、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地と、文字情報としては同一である。

しかし、設置管理条例は、その施設の名称や所在地を定めているが、それにより公にしているのは、単にそれぞれの公の施設が現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報にすぎず、その施設のある特定地域が「同和地区」であることを明らかにするものではない。

したがって、設置管理条例により公にされているセンターの名称及び所在地は、センターのある特定地域が「同和地区」であることを特定する情報とはいえない。

他方、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地は、センターのある特定地域が「同和地区」を特定する情報として個人に関する情報と認められ、しかも、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが非常に高い情報である。

とすれば、設置管理条例により公にされているセンターの名称及び所在地は、情報の内容・性質等にかんがみ、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地と、決して同一の情報であるとはいえない。

よって、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地は、「条例の規定により公にされている情報」に該当しない

ことは明らかである。

エ 以上から、「本件目次及び一覧表部分に記載の情報」は、「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」であることから、本件情報公開条例6条1号本文事由に該当し、同号但書ア事由には該当しないものと解すべきである。

(5) まとめ

以上のとおり、原判決には、本件情報公開条例6条1号本文及び但書アの解釈適用を誤る違法があり、かかる違法は、原判決中申立人敗訴部分の破棄事由になるとともに、前記1のとおり、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものである。

よって、原判決には法令の解釈に関する重要な事項を含むものである。

第2 結論

以上のとおり、原判決には法令の解釈に関する重要な事項が含まれる。

よって、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

以上

理 由 要 旨

別紙 1

第 1 法令の解釈に関する重要な事項

- 1 「本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報」を開示することは、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものであることについて
- 2 本件情報公開条例 6 条 6 号事由該当性において、当該情報と同内容の情報を住民に周知させることが、他の事務または事業主体の事務または事業の趣旨に沿うか否かを考慮することの可否について

(1) 原判決の判示

(2) 本件情報公開条例 6 条 6 号事由該当性の解釈

本件情報公開条例 6 条 6 号の適用においては、当該情報と同内容の情報を住民に周知させることが、他の事務または事業主体の事務または事業の趣旨に沿うか否かは、何ら考慮すべき事情にあたらぬといふべきである。仮に、考慮すべきであったとしても、事務または事業主体の関連性や事務また事業の関連性などから、考慮すべき特段の合理的な事由がある場合に限られると解するのが相当である。

(3) 本件へのあてはめ

ア 「センターの名称、所在、連絡先」の住民への周知が滋賀県下の市町の各センターにおける人権啓発事業の趣旨に沿うか否かを考慮すべき特段の合理的な事由は何ら認められない。

イ とすれば、「本件目次及び一覧表部分の記載情報」は、6 号事由に該当するものと認めるのが相当である。

(4) まとめ

- 3 本件情報公開条例 6 条 1 号事由該当性において、「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」が、同号本文の「個人に関する情報であって、特

定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否か、同号但書アの「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについて

(1) 原判決の判示

(2) 本件情報公開条例6条1号本文事由該当性の解釈

ア 本件情報公開条例6条1号本文の「個人に関する情報」とは、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当であるが、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」に関するセンシティブ情報は、「個人に関わりのある情報」として「個人に関する情報」と解すべきである。

イ 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の該当性においては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要がある、特に、センシティブ情報に関しては、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを広く含むと解すべきである。

ウ さらに、「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性について、センシティブ情報に関しては、識別される可能性はないが、当該個人の公にされたくないというプライバシー感情を保護すべきであり、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、広く該当性が認められると解するのが相当である。

(3) 本件情報公開条例6条1号但書ア事由該当性の解釈

同号但書アの「法令等の規定により」公にされている情報の該当性において、特にセンシティブ情報に関しては、かかる情報の保護の特段の必要性にかんがみ、単なる文字情報だけではなく、その情報の性質・内容等から、厳格に判断するのが相当である。

(4) 本件へのあてはめ

ア 「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」は、センシティブ情報であることから、本件情報公開条例6条1号本文の「個人に関する情報」に該当する。

そして、かかる情報の保護の特段の必要性があり、当該情報からは、直接特定個人が識別されないが、一般に公にされている住居表示、住宅地図その他により知りえた特定個人の氏名、住所等と結合することにより、同和地区居住者あるいは同地区出身者の特定個人が識別されるものであることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するというべきである。

イ 仮に、「特定の個人を識別することができるもの」に該当しないとしても、同和地区居住者あるいは同地区出身者の、当該情報を公にされたくないというプライバシー感情を保護するべきであり、「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するというべきである。

ウ 「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」のうち、センターの名称及び所在地は、設置管理条例によりかつて官報により公報され、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地と、文字情報としては同一であるが、その情報の内容・性質等にかんがみ、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称及び所在地と、決して同一の情報であるとはいえない。

よって、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称と所在地は、「条例の規定により公にされている情報」に該当しない。

エ 以上から、「本件目次及び一覧表部分に記載の情報」は、「特定の地域が同和地区であることを特定しうる情報」であることから、本件情報公開条例6条1号本文事由に該当し、同号但書ア事由には該当しないものと解すべきである。

(5) まとめ

第2 結論

以上のとおり、原判決には、本件情報公開条例6条1号本文及び但書ア、並びに6号の解釈適用を誤る違法があり、かかる違法は、原判決中申立人敗訴部分の破棄事由になるとともに、同和地区に居住する者らに対する差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものである。

したがって、原判決には法令の解釈に関する重要な事項を含むものである。

よって、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

以上

平成24年10月19日判決言渡・同日原本交付裁判所書記官

平成24年(行コ)第82号 公文書部分公開処分取消等請求控訴事件
(原審・大津地方裁判所平成22年(行ウ)第11号)

口頭弁論終結日 平成24年7月27日

判 決

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

控 訴 人(原告)	宮 部 龍 彦
大津市京町4丁目1番1号	
被 控 訴 人(被告)	滋 賀 県
代表者兼処分行政庁	滋 賀 県 知 事
	嘉 田 由 紀 子
同訴訟代理人弁護士	吉 田 和 宏
同	田 口 勝 之
同	伊 藤 慧

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで控訴人に対してした公文書一部公開決定処分のうち、同和対策地域総合センター要覧の「目次」部分(最初の2行を除く。)及び本文1, 2頁の「同和対策地域総合センター一覧表」の「センター名」, 「電話」, 「郵便番号」(1, 3, 4及び7行目)及び「所在地」の各欄を非公開とした部分を取り消す。
 - (2) 滋賀県知事は、控訴人に対し、同和対策地域総合センター要覧の上記取消に係る部分を公開せよ。

- (3) 控訴人のその余の取消請求を棄却し、その余の義務づけを求める請求に係る訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを100分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで控訴人に対してした公文書一部公開決定処分のうち、地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号及び同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切を非公開とした部分を取り消す。
- (3) 滋賀県知事は、上記部分に係る情報を公開せよ。
- (4) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、滋賀県知事に対し、滋賀県情報公開条例に基づき、「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」(本件地図)、「滋賀県同和対策新総合推進計画(地区別事業計画)〈改訂計画〉」(本件推進計画文書)の全ページ及び「同和対策地域総合センター要覧」の最新のもの(本件要覧)の全ページについて公開を請求したのに対し、滋賀県知事が、本件地図の全部並びに本件推進計画文書及び本件要覧の各一部を非開示とし、その余を開示する旨の処分(本件処分)をしたため、控訴人が本件処分のうち非開示部分の取消を求めるとともに、同部分の開示の義務付けを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求のうち、義務付けを求める部分に係る訴えを却下

し、その余の請求（取消請求）を棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 滋賀県情報公開条例の定め及び前提事実

原判決の「事実及び理由」欄の第2の1及び2（原判決2頁13行目から5頁4行目までの）とおりにあるから、これを引用する。ただし、原判決4頁23行目の「非開示とし」を「それらの部分に係る情報には1号事由及び6号事由があるとして非開示とし」に改める。

(原判決2頁13行目から5頁4行目までの引用部分〔改め部分を赤字で反映〕)

1 滋賀県情報公開条例(平成12年10月11日滋賀県条例第113号。平成19年6月28日条例第34号による改正後のもの。以下「本件情報公開条例」という。)の定め

1条

この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

3条

1項 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

4条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすること

により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報（以下、この規定を単に「1号」といい、1号が定める非開示事由を単に「1号事由」という。）

6号 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（以下、この規定を単に「6号」といい、6号の定める非開示事由を単に「6号事由」という。）

2 前提事実（当裁判所に顕著な事実及び後掲各証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成21年3月25日付けで、被告に対し、「同和対策事業に

関する地図のうち愛荘町山川原，川久保，長塚の事業に関するもの」，「滋賀県同和対策新推進計画の全ページ」及び「地域総合センター要覧の最新のもの全ページ」の公開を請求した(以下「本件開示請求」という。)

- (2) 滋賀県知事は，平成21年5月8日，本件開示請求にかかる文書を，①同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原，川久保，長塚の事業に関するもの(以下「本件地図」という。)，②滋賀県同和対策新総合推進計画(地区別事業計画)〈改訂計画〉(乙3。以下「本件推進計画文書」という。)，③同和対策地域総合センター要覧(乙4。以下「本件要覧」という。)であるとして特定した上で，本件地図の全部並びに本件推進計画文書及び本件要覧の各一部をそれらの部分にかかる情報には1号事由及び6号事由があるとして非開示とし(以下，当該非開示部分を「本件非開示情報」という。)，その余を開示する旨の決定をした(以下，この処分を「本件処分」という。なお，本件推進計画文書のうち開示されたものは乙3，本件要覧のうち開示されたものは乙4に記載のとおりである。)
- (3) 原告は，平成21年5月25日，滋賀県知事に対し，本件処分を不服として異議申立てをしたところ，滋賀県知事は，平成22年4月19日付けで同申立てを棄却する決定をし，そのころ，同決定は原告に通知された。
- (4) 原告は，平成22年9月17日，本件訴訟を提起した。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

原判決の「事実及び理由」欄の第3及び第4（原判決5頁5行目から12頁6行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

(原判決5頁5行目から12頁6行目までの引用部分〔改め部分を赤字で反映〕)

第3 争点

1 争点1 (1号事由該当性)

本件非開示情報がそれぞれ1号事由に該当するか。

2 争点2 (6号事由該当性)

本件非開示情報がそれぞれ6号事由に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1 (1号事由該当性) について

(1) 被告の主張

本件非開示情報は、概ね、①同和対策事業が実施された地区名(本件推進計画文書及び本件要覧の一部)、②同和対策事業に関する地図(本件地図の全部)、③同和対策地域総合センター(以下「センター」という。)及びその関連施設(隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家。以下センターと併せて「センター等」という。)の施設名・施設所在地、電話番号等のセンター等に関する情報(本件要覧の一部)、④「同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切」(具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所)(本件要覧の一部)に類型化することができるところ、次のとおり、これらいずれの情報も1号事由に該当する非公開情報である。

ア 同和対策事業が実施された地区名(本件推進計画文書及び本件要覧の一部)(上記①)

(ア) 個人に関する情報に該当すること

通常、地域名单体としては、1号の「個人に関する情報」には該当しない。しかし、同和問題においては、集落を形成している住民は、かつて「特殊部落」、「後進部落」又は「細民部落」などの名称で呼ばれていたが、現在でも「未解放部落」又は「部落」などと呼ばれ、明らかな差別の対象となっている。すなわち、同和地区名

は単なる地域の名称にとどまらず、そこに居住している住民あるいは地区出身者等の関係者に対する差別用語として使用されているのである。したがって、同和地区名として特定された地区名は、同地区に居住している住民あるいは同地区出身者等の関係者の出所・属性等に関する情報であるといえる。

しかも、同和問題による差別意識等が根深く残っている社会の現状において、同和地区名は特に人に知られたくない情報として、個人の尊厳を保護し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべき情報である。

よって、同和地区名は、1号の「個人に関する情報」に該当する。

(イ) 個人識別可能性又は個人の権利利益の侵害可能性があること

同和地区名は、住宅地図や電話帳に掲載されているような個人情報で、かつ、容易に入手可能な情報と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身者ないし関係者である」ということを確認できる情報である。したがって、上記情報1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報に該当する。

仮に、同和地区名が個人識別情報といえなくとも、同和地区名が公のものとなれば、例えば、個人が就職や結婚等をしようとする際に、その者の履歴書に記載された住所が同和地区かどうかを判断することが可能となり、いわれなき差別が引き起こされ、個人の権利利益を侵害する高度の蓋然性が生ずる。したがって、上記情報は1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(ウ) 1号但書に該当しないこと

原告は、昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会より出版された「滋賀の部落」により、滋賀県内の同和地区一覧は明らかとなっているから、同和地区名は1号但書アの「慣行により公にさ

れている情報」に該当すると主張している。しかし、当該書籍は滋賀県立図書館では制限図書とされており、国会図書館等においても必ずしも自由に閲覧できる状態ではない。このように、上記図書は何人でも自由に閲覧できる状態にはなく、上記図書が存在するからといって、同和地区名が「慣行により公にされている情報」であるということとはできない。

また、原告は、滋賀県内の市町村が制定するセンターに関する公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）によって同和地区名を知ることができるから、同和地区名が「法令若しくは条例の規定により公にされている情報」に該当すると主張している。しかし、設置管理条例は、その施設の名称や位置を定めているが、それにより公にしているのは、単にそれぞれの公の施設が現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報にすぎず、その施設のある特定地域が同和地区であることを明らかにするものではないし、本件要覧のように滋賀県下の同和地区に関して一覧性のある記載をしているものでもない。

また、センターが同和対策事業として設置されたことを知る者は、行政関係者・研究者などごく一部に限られている。したがって、センターに関する設置管理条例は、施設のある特定地域が同和地区であることを特定する情報とはいえず、設置管理条例が存在するからといって、同和地区名が「法令若しくは条例の規定により公にされている情報」であるということとはできない。

(エ) 以上によれば、同和地区名は、1号事由に該当する情報であるといえることができる。

イ 同和対策事業に関する地図（本件地図の全部）（上記②）

本件地図は、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を国土基本図に落とし込んだものであり、そこに明記された「地区名」及び地図上の事業実施箇所から、事業が集中している地区が同和

地区であることを容易に推認しうる情報である。

したがって、本件地図は前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報とすることができる。

ウ センター等の施設名・施設所在地、電話番号等のセンター等に関する情報（本件要覧の一部）（上記③）

本件要覧に記載されているセンター等は、その多くが同和地区内にあり、施設名称に同和地区名を冠していた。とすれば、施設名・施設所在地・電話番号等のセンター等に関する情報により、当該センター等の所在地周辺地区が同和地区であると容易に推定され、これらの情報は、同和地区を特定する情報といえる。

したがって、センター等に関する情報は、前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報であるといえる。

エ 同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切（具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所）（本件要覧の一部）（上記④）

上記情報についても、同和対策と明記された本件要覧に記載されているものであることからすれば、各情報相互間や他の情報と関連付けたり組み合わせることにより、特定地域が同和地区であると容易に推定され、同和地区を特定する情報といえる。

したがって、上記情報は前記アの同和地区名と同様、1号事由に該当する情報である。

(2) 原告の主張

ア 個人に関する情報に該当しないこと

本件非開示情報はいずれも特定の個人とは結びつくものではなく、せいぜい一定のグループに結びつくものに過ぎず、どの住所が同和地区なのか個別に判断できるほどの精度もないことから、個人に関する情報とはいえない。

被告は、同和地区の住民が「未解放部落」又は「部落」と呼ばれて差

別の対象となっており、同和地区名がその地区の関係者に対する差別用語として使用されているというが、そのような事実は存在しない。

イ 個人の権利利益の侵害可能性がないこと

歴史的経緯から、同和地区がどこにあるかということが禁忌事項となっていることは理解できる。しかし、このことと、現実に同和地区の場所が秘密であるかどうか、同和地区の場所を公言すると誰かに不利益が生ずるかどうかは別問題である。過去の経緯から、本件情報の公開により一部から反発が起こる可能性はあるが、今更、誰かの権利利益が侵害されるということはありません。むしろ、地区名を禁忌としなくなることによって、同和地区として一律に網をかけるのではなくて、地域対策として個別に議論しやすい環境ができるという公益がある。

ウ 1号但書アに該当すること

東近江市の旧市町である八日市市、蒲生町、愛東町のセンターの名称及び位置の情報公開に関して、原告と東近江市が争った大津地方裁判所平成21年(行ウ)第16号事件においては、上記市町のセンターの名称及び位置を開示すべきであるとの判決がされたことから、東近江市は上記情報を開示しており、上記情報は公となっているといえる。また、センターについては、その設置管理条例により名称及び所在地が公となっており、設置管理条例の中には同和対策であることを明示しているものもあることから、センターに関する情報は法令若しくは条例の規定により公にされている情報であるといえる。そして、センターの付近は必ず同和地区であるから、同和地区の地名についても法令若しくは条例により事実上公であるといえる。

加えて、昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会より出版された「滋賀の部落」により、滋賀県内の同和地区一覧は明らかとなっているから、同和地区名は1号但書アの「慣行により公にされている情報」にも該当する。

2 争点2(6号事由該当性)について

(1) 被告の主張

本件非開示情報は、いずれも同和地区名そのものないしは同和地区を特定する情報である。

現在においても差別意識の解消が十分に進んでおらず、差別事件の発生が後を絶たない社会の現状を踏まえ、被告は、一般対策として同和問題を含む人権問題解決に向け、人権教育・啓発等の事業を行っている。

このような状況の中で、本件非公開情報を公開した場合、これが滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれが大きく、また、インターネット等が普及している現在においては、誤った理解のまま情報が行き交い、誤った情報が流布される事態を招くことが容易に想定され、被告が人権教育・啓発等の事業において長年にわたって実施してきた部落差別の解消という所期の目的の達成が著しく妨げられる蓋然性が認められる。現に、原告は、自らインターネット上にホームページを作成して、自らの調査に基づき作成したとする同和地区名リストを掲載したり、他のホームページに掲載されて問題となって法務省により削除要請を受けたものと思われる

「部落地名総鑑」や部落解放同盟の名簿を転載するなどしており、不特定多数の者が容易にかかる情報を入手し身元調査等に利用することができる状況を作成している。

また、被告が本件非公開部分を公開することになれば、一方で、部落地名総鑑の所持や身元調査等をしないよう指導を行いながら、他方では、被告自身が滋賀県版部落地名総鑑に転化することが予測できる資料(インターネット上に掲示されることにより、誰でも簡単にアクセスすることが可能になる。)を提供して、身元調査を容易にさせ、就職差別を助長するような行為に出るという自己矛盾の行為を行うことになる。このようなことになれば、被告による企業に対する指導、研修、啓発等は全く説得力を持たないことになって、企業等による就職差別を撤廃することが困難となり、被告の事業目的が達成されなくなってしまう。

以上によれば、本件非開示情報を公開した場合、被告の実施する人権教

育・啓発事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性があると認められるから、本件非開示情報は6号に該当する情報であるといえる。

(2) 原告の主張

被告は、同和問題の解決に向けた普及啓発事業の遂行が妨げられると主張するが、かかる事業は6号が例示的に掲げる事業の類型に該当しない上、具体性がなく、広範囲で漠然としたものであるから、6号の事務又は事業には当たらない。6号が想定しているのは、例えば未実施の試験の問題や、入札の予定価格のように、それを公にすることにより、実務的な意味で支障が出るような情報であるところ、被告の同和対策事業は、同和地区の場所が公になったとしても、事業の意義があるかどうかはともかくとして、そのまま継続可能なものである。

また、滋賀県において特定の地域が同和地区に該当するということは、原告が作成しているホームページや、出版物である「滋賀の部落」によって既に明らかとなっているのであるから、本件非開示情報が公開されたからといって、被告の事務事業に支障を及ぼすことにはならない。被告に限らず、国の機関である法務局等は、同和地区の場所を明らかにすることは差別につながるので隠さなければならないということを教育、啓発のベースにしてきたのであるが、被告は、そうした前提が崩れると多くの人の面子が潰れてしまうことから、誰の目にも明らかである事柄を公開しないこととしているのである。すなわち、被告は単なる面子の問題を事務事業への支障と言い換えているにすぎないのであって、本件非開示情報は6号事由に該当しないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の各請求のうち、本件処分の非公開部分中の本件要覧の「目次」部分（最初の2行を除く。）及び本文1, 2頁の「同和対策地域総合センター一覧表」の「センター名」、「電話」、「郵便番号」（1, 3, 4及び7行目）及び「所在地」の各欄（以下「本件目次及び一覧表部分」という。）の取消及び公開の義務付けを求める各部分は理由があるが、その余の取消請求は理由がなく、義務付けに係る訴えは不適法であると判断する。その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決が「事実及び理由」欄の第5「当裁判所の判断」の1及び2（原判決12頁8行目から28頁26行目まで）において説示するとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決14頁8行目から9行目にかけての「(オ)センター一覧表」を「(オ)同和対策地域総合センター一覧表（以下「センター一覧表」ともいう。）」に、25頁18行目の「争点(2)（6号事由該当性）について」を「争点(1) (2)について」に改め、19行目を削除し、26頁5行目の「全国に存在する」から6行目の「問題は、」までを「全国に存在する同和地区の数多の関係者が社会的に差別を受けるという問題は、」に改める。

(2) 原判決26頁12行目の「しかるところ」から13行目の「これが」までを以下のとおりに改める。

「しかも、同(5)イ記載の部落地名総鑑の事件によって明らかになったとおり、同和地区の所在に関する情報は、同和関係者に対する差別のために悪用される場合もあるから、上記のような同和地区やその関係者に対する差別意識がなお残っている現状に鑑みれば、同和地区の所在に関する情報が」

(3) 原判決26頁15行目から16行目にかけての「というべきであり、」から17行目の「その結果、」までを「。しかも、上記の部落地名総鑑の事件当時と異なり、インターネットを通じ、個人であっても容易に瞬時に、多量の情報の発受信が可能な現在では、こうした情報が、一旦流布すれば、その複製が広範囲に拡散する危険性も大きく、その所在を把握することは

できなくなり、その消去は事実上不可能になる。また、コンピュータを使用して、同種の情報の集約や流布が容易になり、同和地区の調査が誰にとっても容易となれば、」に改める。

- (4) 原判決27頁6行目の「地方公共団体たる被告が」から8行目から9行目にかけての「同様に考えることはできないから、」までを以下のとおりに改める。

「地方公共団体である被控訴人による実際の同和対策事業の施行という裏付けを持つものとして、より高い信慧性を持つものであり、一私人である控訴人が公開している情報や、私人が調査した内容をまとめた出版物である「滋賀の部落」に記載されている情報とは異なる意味合いを持つことは明白である。したがって、」

- (5) 原判決27頁14行目から15行目にかけての「、同和地区を利用対象地域とする施設名（同施設名を冠した団体名を含む。）（類型イ）」を「（類型イ）、センターの利用対象地域名（同地域を冠した団体名を含む。）、利用対象地域の位置情報（類型エ）（本件要覧の前記(1)及び本件目次及び一覧表部分以外の非開示部分の記載情報）」に改め、26行目から28頁26行目までを以下のとおりに改める。

- 「(3) 本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報の6号事由及び1号事由該当性

本件目次及び一覧表部分の記載情報も、各センターの名称及び所在地を特定する情報であり、それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区であることを特定し得る情報であるとはいえる。

しかしながら、上記非開示情報は、少なくともその多くは、それぞれの各センターが所在する市や町において、それぞれそのセンターの設置管理条例が設けられ、条例上、その名称及び所在地が明らかにされており、これらの各条例については、公報による公布がされて既に公開されたほか、各地方自治体の例規集にも掲載され、インターネッ

ト上からもその閲覧が可能な状態となっている。また、各センター等は、施設の性質上、住民の利用の用に供することを前提としており、その名称、所在、連絡先は住民に周知されるべきもので、各市や町の事業としても、そのようにすることがその事業の趣旨に沿うものというべきである。

そうすると、上記の非公開情報については、それを公開することによって、被控訴人の同和対策事業の適正な遂行に更に支障が生じるとも、また各市町の事業の適正な遂行に支障が生じるともいえないというべきである。

また、上記非開示情報は、いずれも、特定の個人を識別することができるものとはいうことができず、これが公開されることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでいうことはできない。また、本件情報公開条例6条1号アにより、条例の規定により公にされ、または公にすることが予定されている情報ということもできる。

このようにみてくると、上記非開示情報は、6号事由にも、1号事由にも、いずれにも該当しないというべきである。

- (4) 以上のとおり本件非開示情報のうち、本件目次及び一覧表部分に記載の情報は、1号事由にも6号事由にも該当しないが、その余の部分に係る情報は、いずれも6号事由に該当するものというべきである。」

(原判決12頁8行目から28頁26行目までの引用部分〔改め部分は赤字で反映〕)

1 本件の争点について判断するに当たり、争いのない事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 本件推進計画文書について(乙2, 3, 弁論の全趣旨)

ア 本件推進計画文書の内容

被告は、昭和46年に「同和対策長期計画」を、昭和57年に「同和対策総合推進計画」を、昭和62年に「同和対策新総合推進計画」を、平成4年度に「同和対策新総合推進計画(改訂計画)」を策定し、同計画に基づき同和対策に関する関係諸施策を推進してきた。本件推進計画文書は、同計画に定めた事業の進行管理のために、平成3年度末における残事業のうち、ハード整備事業(住宅整備事業、環境改善施設整備事業、県道整備事業、都市計画事業、共同作業場整備事業、農山漁村同和対策事業、同和対策農業基盤整備事業)の事業実績額、進捗率等を地区別にまとめたものである。

イ 本件推進計画文書における非開示情報

本件処分において非開示とされた情報は上記地区名である。

上記地区は、総務庁が昭和38年、42年、46年及び50年に実施した同和地区全国調査の際に、市町村が報告した同和対策事業の対象地域(以下において「同和地区」という用語を使う場合は当該地域を指すこととする。)である。同和地区全国調査とは、①歴史的、社会的理由による被差別部落、②生活環境等の安定・向上が阻害されている、③一定の集落を形成している、④同和対策事業の実施を必要とする、という要件に該当する地区を市町村がまとめ、都道府県を通じて総務庁へ提出するというものであった。

非開示とされた同和地区は合計66地区であり、うち35地区は「〇〇×丁目」や「〇〇町」といった住居表示や大字名、うち23地区は区や自治会名、字名、うち7地区は大字名の一部を省略したものや大字名

に東西南北などの修飾語を付したもので、うち1地区は昔からの呼称で記載のされたものであった。

(2) 本件地図

本件地図は、前記(1)記載の各計画に基づき実施された事業のうち、当時の被告同和対策課所管のハード事業実施箇所を、縮尺2500分の1の国土基本図上に記したものである。具体的な事業種目は、宅地造成、共同浴場、下水排水路、地区道路、橋梁、ゴミ焼却炉、墓地移転、納骨堂、火葬場、街灯、放送設備、駐車場、共同理髪所、共同便所、飲料水配管施設、共同井戸、隣保館整備、共同作業所、大型共同作業所等である。

本件地図は、同和地区ごとに1枚ずつ作成されており、それぞれの地図に同和地区名が明記されている。一地区につき、およそ30から35箇所程度の事業箇所があり、本件地図の一部については事業箇所だけでなく事業概要が記載されているが、その他の多くの地図では具体的な事業概要についての記載はなく、事業概要は本件地図とは別の文書である台帳で管理されており、本件地図上の実施箇所に当該台帳における管理番号が記載されている。

(3) 本件要覧(乙4, 54, 弁論の全趣旨)

ア 本件要覧の作成経緯

被告は、昭和51年5月、「同和対策地域総合センター運営要綱」を制定し、要綱に基づく事業実施を各市町に求め、センターでの日々の活動の参考にすること等を目的に、昭和52年度から平成7年度まで、3年ごとに要覧を作成していた。本件要覧はこれら要覧のうち平成8年3月に作成された最終のものである。

本件要覧は部外秘として管理番号を付した上で配付されたものであり、被告は、配布先に対して要覧が不要となった場合には廃棄するよう指示していた。

イ 本件要覧の内容

本件要覧は、(ア)表紙、(イ)はしがき、(ウ)目次、(エ)資料一覧、
(オ)同和対策地域総合センター一覧表(以下「センター一覧表」ともいう。)、(カ)各センターの説明、(キ)センター等の運営要綱等、(ク)隣保館教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表により構成されている合計398頁からなる文書であり、その内容は概ね以下のとおりである(頁番号が付されているのは上記(オ)以降であり、付されている頁数の合計は392頁である。)

(ア) 表紙

表題として「同和対策地域総合センター要覧」、作成者として「滋賀県」及び「財団法人滋賀県解放県民センター」、左上部に「部外秘」、右上部に管理番号がそれぞれ記載されている。

(イ) はしがき

センターの日常活動の参考とするべく本件要覧を作成したとの記載がある。

(ウ) 目次

各センターの名称及び各センターの説明が掲載されている頁数が記載されている。

(エ) 資料一覧

センター等の運営要綱等(後記(カ))、隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表(後記(ク))が掲載されている頁数が記載されている。

(オ) センター一覧表(1頁、2頁)

各センターの所在する市町、各センターの名称、電話番号、郵便番号及び住所が記載されている。センターの合計は54箇所である。

(カ) 各センターの説明(3頁ないし339頁)

各センターごとに、aセンターの概要、b事業の概要、c地区の状況、d地区内団体の活動状況、eセンター及び関連施設という項目別に、以下のようにセンターに関する事項が記載がされている。

a センターの概要

センターの利用対象地域名，利用対象世帯数，利用対象人口，センターの沿革，重点事項，活動の特徴及び運営協議会等の状況という項目ごとにセンターの概要が記載されている。

センターの利用対象地域とは，センターの利用対象となっている地域（中学校区，小学校区等を単位とする。以下当該地域を「利用対象地域」という。）であり，同和地区よりも広域の地域となっている。

b 事業の概要

事業区分，事業名称，事業内容及び対象者という項目ごとにセンターが行っている事業が記載されている。

c 地区の状況

(a) 地区の概要，(b) 地区名，(c) 地区世帯数，(d) 地区人口，(e) 男女別人口，(f) 65歳以上の人口，(g) 世帯類型，(h) 公共施設の状況，(i) 住宅の状況，(j) 地区内産業，(k) 就業の状況，(l) 教育の状況という項目ごとに同和地区に関する事項が記載されている。

(a) 地区の概要

各同和地区の位置情報や歴史，産業，インフラの整備状況，同和対策事業の内容，同和地区に居住する住民の活動等，同和地区に関する事項が説明されている。

(b) 地区名

各同和地区の名称が記載されている。

(c) 地区世帯数

各同和地区の世帯数が記載されている。

(d) 地区人口

各同和地区の人口が記載されている。

(e) 男女別人口

各同和地区の男女別の人口が記載されている。

(f) 65歳以上の人口

各同和地区における65歳以上の人口が記載されている。

(g) 世帯類型

各同和地区における高齢者世帯数、母子世帯数、父子世帯数及びその他の世帯数、生活保護を受給している世帯数並びに障害者のいる世帯数が記載されている。

(h) 公共施設の状況

各同和地区内にある学校、公園、共同浴場、共同作業所等の施設名及びそれら施設の設置年と規模（平方メートル単位）が記載されている。

(i) 住宅の状況

各同和地区内の持家住宅数、改良住宅数、公営住宅数、その他の住宅数を記載している。

(j) 地区内産業（一部の同和地区については記載がない。）

各同和地区内の産業や住民の稼働状況を記載している。

(k) 就業の状況（一部の同和地区については記載がない。）

各同和地区内の住民の就業状況を就労分野（農林・漁業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業、サービス業、公務及びその他）及び就業形態（常用雇用、臨時・日雇雇用及び自営業）ごとに分類して、具体的な稼働人数が記載されている。

(l) 教育の状況

各同和地区内の住民の教育状況を教育機関（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校、専修各種学校、高等技術専門学校及びその他）ごとに分類して、具体的な通学人数が記載されている。

d 地区内団体の活動状況

各同和地区内で活動している団体の名称及び団体の活動内容が

記載されている。

e センター及び関連施設

各センター等ごとに、センター等の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、規模構造、開館時間、休館日、事業開始年月日、職員の配置状況、全影写真、最寄図、館内図が記載されている。

(キ) センター等の運営要綱等（341頁ないし385頁）

センター等の運営要綱、センターの今後の運営方針に関する意見書並びに財団法人滋賀県解放県民センター、滋賀県同和中小企業相談所及び滋賀県同和地区雇用対策センターに関する情報が記載されている。

(ク) 隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表（386頁ないし392頁）

隣保館の一覧表には、各隣保館の所在する市町、施設の名称、住所、電話番号及び郵便番号が記載されている。教育集会所、児童館及び老人憩の家の一覧表には、上記情報に加え各施設の主管センター一名が記載されている。

ウ 本件要覧に記載されている非開示情報

本件要覧に記載されている非開示情報の類型及びその内容は、次のとおりである。

(ア) 同和地区名(同和地区名を冠した施設名〔センター等を除く。〕、団体名及び冊子名を含む。) (類型ア)

同和地区名は、前記イ(カ) (事業の概要) 及びc (地区の状況) に記載されている。同和地区名を冠した施設名は、同a (センターの概要)、同c (地区の状況) 及びd (地区内団体の活動状況) に記載されており、施設とは集会所、グラウンド、墓地等である。同和地区名を冠した団体名は、同a (センターの概要) 及び同d (地区内団体の活動状況) に記載されており、団体とは自治会、部落解放同盟等である。同和地区名を冠した冊子名は、同b (事業の概要) に

記載されている。

- (イ) 同和地区の位置情報、同和地区内の地域名を冠した団体名、同和地区を利用対象地域とする施設名（同施設名を冠した団体名を含む。）（類型イ）

同和地区の位置情報は、前記イ(カ) c（地区の状況）に記載されており、同和地区の所在地を地理的、歴史的に特定する文章である。

同和地区内の地域名を冠した団体名は、同 d（地区内団体の活動状況）に記載されており、団体とは自治体等である。

同和地区を利用対象地域とする施設名は、同 a（センターの概要）及び同 c（地区の状況）に記載されている。同施設名を冠した団体名は、同 d（地区内団体の活動状況）に記載されており、団体とは保護者会等である。

- (ウ) センター等の名称（センター等の名称を冠する委員会名、役職名を含む。）、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、全影写真及び最寄図

（以下、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、全影写真及び最寄図を「住所等」という。）（類型ウ）

a センター

センターの名称（センターの名称を冠する委員会名、役職名を含む。）及び住所等は、前記イ(ウ) (目次)、同 罫（センター一覧表）、同(カ) a（センターの概要）、同 e（センター及び関連施設）及び同(ク)（隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表）に記載されている。

54箇所あるセンターの名称のうち、同和地区名を冠したものは33箇所、市町名等を冠したものは12箇所、学区名、地域の地理的要素、故事等を冠したものは9箇所である。本件要覧が作成された当時、センターのうち多くが同和地区内及びその付近に所在していた（なお、被告は、センターとは物的な施設ではなく隣保機能を

指し、隣保館や教育集会場はこの機能を実現するための拠点であるとしており、センターの所在地として隣保館や教育集会所の住所等が記載されているものが多いが、滋賀県内の市町のうち一部はセンターを施設そのものと位置づけ、その所在地としてセンターとの名称を付した施設の住所等が記載されている。)

b 隣保館、教育集会所、児童館、老人憩の家

上記各施設の名称（上記各施設の名称を冠する役職名を含む。）及び住所等は、前記イ(カ) e（センター及び関連施設）、同(ク)（隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家一覧表）に記載されている。

4 4 箇所ある隣保館の名称のうち、同和地区名を冠したものは3 0 箇所、市町名等を冠したものは5 箇所、学区名、地域の地理的要素、故事等を冠したものは9 箇所である。4 1 箇所ある教育集会所の名称のうち、同和地区名を冠したものは3 5 箇所、市町名等を冠したものは6 箇所である。2 7 箇所ある児童館の名称のうち、同和地区名を冠したものは1 1 箇所、市町名等を冠したものは5 箇所、地域独自の名称を付したものは1 1 箇所である。4 5 箇所ある老人憩の家の名称のうち、同和地区名を冠したものは3 5 箇所、市町名等を冠したものは3 箇所、地域独自の名称を付したものは7 箇所である。

児童館及び老人憩の家については、本来必ずしも同和対策施設であるとは限られないが、本件要覧には、要覧作成当時、同和対策として設置されていた施設のみが記載されている。本件要覧作成当時、本件要覧に記載されている隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家のうち多くが同和地区内及びその付近に所在していた。

(エ) センターの利用対象地域名（同地域名を冠した団体名を含む。）、利用対象地域の位置情報（類型工）

センターの利用対象地域名は、前記イ(カ) a（センターの概要）、

同 c（地区の状況）及び同 d（地区内団体の活動状況）に記載され、利用対象地域の位置情報は、同 a（センターの概要）、同 b（事業の概要）に記載されている。

利用対象地域の単位は中学校区や小学校区であり、位置情報とは当該利用対象地域を地理的に特定する情報である。

(4) 設置管理条例

センターとの名称を付した独立した施設、隣保館、教育集会所、児童館及び老人憩の家は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法 244 条 1 項）に該当することから、市町は、いずれの施設についてもその設置及び管理に関する事項を条例で定めている（同法 244 条の 2 第 1 項）。

これらの条例には、施設の名称、住所及び施設運営に係る規定等が記載され、一部については、施設設置の目的が同和問題の解決にあることや、施設が同和対策事業を行うものであることが明記されている。（甲 18 の 1 ないし 7、甲 32 ないし 35、37、48、50、54、55、58、60、61、64）

(5) 同和問題について

ア 昭和 36 年に国の諮問機関として設置された同和対策審議会が昭和 40 年に内閣総理大臣に提出した「同和対策審議会答申」（乙 5）によれば、同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされ、「その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその

伝統的集落の出身なるがゆえに、陰に陽に身分的差別のあつかいを受けている。」とされている。

また、平成8年に国の諮問機関である地域改善対策協議会が内閣総理大臣及び関係各大臣に提出した「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（乙6）は、「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。」とされている。

イ 問題事例

a 部落地名総鑑

昭和50年11月、全国の同和地区名及び所在地等が記載された文書（部落地名総鑑）の存在が発覚し、当該文書の購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明した。これに対して総理府総務長官及び労働大臣はそれぞれ遺憾の意を表明する談話を発表した。（乙7，8）

また、上記事件以降も同和地区名を一覧表にしたものが多数発覚しており、それらが身元調査に使われた可能性があるとして、複数の新聞社により報道がされた。（乙10，11の1・2，12の1・2）

b 滋賀県における同和地区に関する問い合わせ

現在に至るまで、滋賀県民や宅地建物取引業者が、市役所又は町役場に対して特定の地域が同和地区であるか否かを問い合わせるという事例が複数存在する。

(6) 同和対策事業

ア 国の同和対策事業

国は、同和問題の早急な解決を図るため、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年施行）をはじめ、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年施行）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年施行）と三度にわたり特別法を制定し、

被差別部落の大部分を同和地区として指定し、生活環境の改善等の物的な基盤整備を行ってきた。また、国は、教育や産業・職業・社会福祉に関する対策の実施と併せて、人々の同和地区に対する差別意識の解消を図るため、様々な啓発活動を行ってきた。物的基盤整備は概ね完了したということで、一般対策への移行期間を経て、平成14年3月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、同和問題に対する特別対策は終了したが、一般対策は依然として継続されている。

国は、国際連合総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受け、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、その中で同和問題をわが国の人権問題の重要課題の一つであると位置づけている。また、国は、平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法5条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、同法7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、教育・啓発の取組を積極的に推進することとするとされている。

法務省は、インターネット上で同和地区を公表する行為があった場合には、当該情報を削除するように要請している（乙28の2・3）。

イ 被告の同和対策事業（以下「本件同和対策事業」という。）

(ア) 指針、計画等

被告は、前記(1)ア記載のとおり、昭和46年に「同和対策長期計画」を、昭和57年に「同和対策総合推進計画」を、昭和62年に「同和対策新総合推進計画」を、平成4年度に「同和対策新総合推進計画〈改訂計画〉」を策定し、同計画に定めたハード整備事業等を多数実施してきた。その後平成9年に、被告は、「今後の同和行政に関

する基本方針」（乙19）を策定し、同方針において、被告は、真に経過措置が必要な事業を除き一般対策によって同和問題の早期解決に取り組むこととし、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、より効果的に展開するため、国の方向性も踏まえ、「人権教育のための国連10年」との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進するとされた。平成10年7月には「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定された（乙20）。

また、被告は、平成13年には、県民とともに人権が尊重される社会作りを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成15年には、同条例に基づき「滋賀県人権施策基本方針」を定めた。同方針において、被告は、①差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進し、②教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていき、③センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めることとするとされている。（乙21）

また、被告は、平成16年、同和問題に関する施策等について定めた「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定し、実施した。（乙22）

(イ) 具体的な取組

上記方針等に基づき、被告各部局では、現在、次のような事業を行っている。

a 県民向け人権啓発事業（乙9, 24）

被告総合政策部人権施策推進課は、県民に対し、県民の人権意識を高め、同和地区の所在等を調査する等の差別行為を根絶することを目的とした人権啓発事業を実施している。

具体的には、同和問題解決のために、広報誌や冊子パンフレット等の作成、配布、イベントや研修等の実施等を行い、その中で、同和問題に係る差別事象の具体例を例示して、同和地区の場所を問い合わせることを控えるよう求めるなどの啓発を行っている。

b 就職差別撤廃啓発事業（乙41, 弁論の全趣旨）

被告商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室及び同部商工政策課は、就職差別をなくして就職の機会均等の保障を図ることを目的として、企業に対し、指導、研修、啓発事業等を実施している。

具体的には、被告は、企業等への冊子やポスターの配布、訪問、研修等を実施し、その中で、過去に起きた部落地名総鑑事件等について説明する等して、企業に対し、部落地名総鑑を購入したり所持したりすることを控え、採用に際しては身元調査はもとより、面接等に際して身元調査につながりかねないような不適正な質問をしないように求めるなどの指導、研修、啓発等を行っている。

c 宅地建物取引業者に対する人権啓発事業（乙44, 45）

被告土木交通部住宅課は、宅地建物取引の場における人権問題解消を目的とし、かかる目的に向けた被告の責務及び宅地建物取引業者・業界団体の責務を定め、被告と業界団体が連携、協力しながら人権啓発を促進していくこととし、宅地建物取引業者に対するパンフレット配布、研修等の人権啓発活動、指導等を行っている。

具体的には、被告は、宅地建物取引業者に対し、人権問題の例示等をしながら、取引物件の所在地が同和地区であるか等の調査をしないこと、また、客から同様の問い合わせ等を受けても、毅然とした対応をとり、報告、教示等をしないよう求めている。

2 争点(1)(2)について

(1) 本件推進計画文書記載の同和地区名、本件地図、本件要覧記載の同和地区名（類型ア）の6号事由該当性

ア 前記1(1)ないし(3)のとおり、上記非開示情報は、いずれも特定の地域が同和地区であることを示す情報であるといえることができる。

イ ところで、被告は、前記1(6)イのとおり、同和問題に関する深刻な問題状況（同(5)）及び国が累次にわたり講じてきた施策の動向（同ア）を踏まえつつ、昭和46年から現在に至るまで、県として同和問題に関する種々の施策を講じてきたものであるところ、これら事業が同和地区の住民に対する差別を根絶し、同和問題を解決することを目的としたものであることは明らかである。そして、こうした国及び被告による施策により、同和問題に関する住民の差別意識は解消へ向けて進んできてはいるものの、封建時代に端を発するわが国社会の構造的な矛盾として、**全国に存在する同和地区の数多の関係者が社会的に差別を受けるという問題は**、いまだ解決するには至っておらず、なお公的な取組を要する状況にあり、同(5)イ記載の事例等に照らしても、同和地区やその住民に対する差別意識はなお根深く存在しているものと認められるところであり、実際、現在も被告において差別意識の解消のために種々の措置を講じていることは同(6)イ(イ)のとおりである。

しかも、同(5)イ記載の部落地名総鑑の事件によって明らかになったとおり、同和地区の所在に関する情報は、同和関係者に対する差別のために悪用される場合もあるから、上記のような同和地区やその関係者に対する差別意識がなお残っている現状に鑑みれば、同和地区の所在に関する情報が公開されることにより同地域が同和地区であることが明らかになり、そこに居住する者らに対する差別意識が煽られ、差別行為が助長されることは否定し難い。しかも、上記の部落地名総鑑の事件当時と異なり、インターネットを通じ、個人であっても容易に瞬時に、多量の情報の発受信が可能な現在では、こうした情報が、一旦流布すれば、その

複製が広範囲に拡散する危険性も大きく、その所在を把握することはできなくなり、その消去は事実上不可能になる。また、コンピュータを使用して、同種の情報の集約や流布が容易になり、同和地区の調査が誰にとっても容易となれば、企業や宅地建物取引業者に同和地区に関する質問・調査をすることのないよう啓発するなどしてきた被告の施策の効用が大きく阻害されることとなるおそれが強いといえることができる。

法務省が同和地区を公表する者に対し当該情報の削除を要請しているのも（前記1(6)ア）、そのような危険性の存在を踏まえ、可能な限り早期に情報の流布を防止することを目的とするものと考えられる。

以上によれば、上記非開示情報は、本件同和対策事業に関する情報であり、公にすることにより、同事業の性質上、同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、6号事由に該当するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、前記第4、2②記載のとおり、滋賀県において特定の地域が同和地区に該当するということは、原告が作成しているホームページや出版物である「滋賀の部落」により既に明らかとなっているのであるから、上記非開示情報が公開されたからといって、被告の事務事業に支障を及ぼすことはないなどと主張する。しかしながら、上記非開示情報は地方公共団体である被控訴人による実際の同和対策事業の施行という裏付けを持つものとして、より高い信慧性を持つものであり、一私人である控訴人が公開している情報や、私人が調査した内容をまとめた出版物である「滋賀の部落」に記載されている情報とは異なる意味合いを持つことは明白である。したがって、原告指摘の情報が既に公開等されているとしても、上記非開示情報が公開された場合に本件同和対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなお存在するといえる。

したがって、原告の主張は採用することができない。

- (2) 本件要覧記載の同和地区の位置情報等、同和地区内の地域名を冠した団体名（類型イ）、センターの利用対象地域名（同地域を冠した団体名を含む

む。）、利用対象地域の位置情報（類型工）（本件要覧の前記(1)及び本件目次及び一覧表部分以外の非開示部分の記載情報）の6号事由該当性

上記各非開示情報は、いずれもそれ自体において特定の地域が同和地区であるということを特定し得る情報であるばかりか、本件要覧には、前記1(3)イ(カ)㍷記載のとおり、地区世帯数や地区人口、公共施設の状況、地区内産業等というように、各同和地区に関する詳細な情報（以下「同和地区詳細情報」という。）が具体的に記載されており、これらの開示された情報と上記非開示情報とを対照することにより、より容易に同和地区を特定することが可能となるものということもできる。

したがって、上記非開示情報は、いずれも特定の地域が同和地区であることを示す情報であるということができ、前記(1)記載のとおり、6号事由に該当するというべきである。

(3) 本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報の6号事由及び1号事由該当性

本件目次及び一覧表部分の記載情報も、各センターの名称及び所在地を特定する情報であり、それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区であることを特定し得る情報であるといえる。

しかしながら、上記非開示情報は、少なくともその多くは、それぞれの各センターが所在する市や町において、それぞれそのセンターの設置管理条例が設けられ、条例上、その名称及び所在地が明らかにされており、これらの各条例については、公報による公布がされて既に公開されたほか、各地方自治体の例規集にも掲載され、インターネット上からもその閲覧が可能な状態となっている。また、各センター等は、施設の性質上、住民の利用の用に供することを前提としており、その名称、所在、連絡先は住民に周知されるべきもので、各市や町の事業としても、そのようにすることがその事業の趣旨に沿うものというべきである。

そうすると、上記の非公開情報については、それを公開することによって、被控訴人の同和対策事業の適正な遂行に更に支障が生じるとも、また

各市町の事業の適正な遂行に支障が生じるともいえないというべきである。

また、上記非開示情報は、いずれも、特定の個人を識別することができるものとはいうことができず、これが公開されることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでいうことはできない。また、本件情報公開条例6条1号アにより、条例の規定により公にされ、または公にすることが予定されている情報ということもできる。

このようにみてくると、上記非開示情報は、6号事由にも、1号事由にも、いずれにも該当しないというべきである。

- (4) 以上のとおり本件非開示情報のうち、本件目次及び一覧表部分に記載の情報は、1号事由にも6号事由にも該当しないが、その余の部分に係る情報は、いずれも6号事由に該当するものというべきである。

2 上記のとおり、本件目次及び一覧表部分に記載の情報は、6号事由にも、1号事由にもいずれも該当せず、前記前提事実、前記1の認定事実及び弁論の全趣旨によれば、本件要覧は、本件情報公開条例上の公文書に該当し、被控訴人がこれを保有するものと認められ、同条例4条は、何人も、実施機関（滋賀県知事）に対し、その公開を求めることができることを定めていることからすると、本件処分中の本件目次及び一覧表部分に係る部分は違法であって、控訴人の取消請求中のこの部分は理由があり、これを取り消すべきものである。

3 そして、本件情報公開条例4条、6条1号（特にア）、6号その他の各規定に照らすと、実施機関である滋賀県知事は、本件目次及び一覧表部分の非開示部分を公開することを同条例によって義務付けられていることが明らかであると解されるから、行訴法3条6項2号、37条の3第1項2号、5項によって、この部分においては、控訴人の義務付けの請求も理由があるというべきである。

4 まとめ

(1) 以上のとおりであるから、控訴人の請求は、本件目次及び一覧表部分に係る部分の本件処分の取消を求める部分、同部分について滋賀県知事に公開することの義務付けを求める部分は理由がある。上記非開示部分以外のその余の非開示部分については、取消請求は理由がなく、義務付け請求は、行訴法37条の3第1項2号の要件を欠くことになり、結局、同部分に係る訴えは不適法に帰する。

(2) そうすると、原判決中、上記の判断と異なる本件目次及び一覧表部分に係る部分を上記の趣旨に従って変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 八 木 良 一

裁判官 田 川 直 之
裁判官 杉 村 鎮 右

平成24年12月1日現在

同和対策地域総合センター動

同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在も市町の例規集に登載されているか

同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在もインターネットで閲覧可能か

市町名	センター名	電話	郵便番号	同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在も市町の例規集に登載されているか	同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在もインターネットで閲覧可能か
大津市		0775	523-31	×	×
"		0775	523-31	×	×
"		0775	523-31	×	×
"		0775	523-31	×	×
"		0775	523-31	×	×
彦根市		0749	524-1	×	×
"		0749 FAX	524-1	×	×
長浜市		0749 FAX	521-1	×	×
近江八幡市		0748	523-31	×	×
"		0748 FAX	523-31	×	×
"		0748 FAX	523-31	×	×
八日市市		0748 FAX	524-1	×	×
"		0748	523-31	×	×
"		0748 FAX	522-11	×	×
草津市		0775 FAX	523-1	×	×
"		0775 FAX	523-1	×	×
"		0775 FAX	524-1	×	×
"		0775 FAX	523-1	○	○
守山市		0775 FAX	527-23	×	×
栗東町		0775 FAX	524-1	×	×
中主町		0775 FAX	5210-1	×	×
野洲町		0775 FAX	5210-1	×	×
石部町		0748 FAX	5210-1	×	×
甲西町		0748	5210-1	×	×
"		0748	523-1	×	×
"		0748 FAX	5210-1	×	×
"		0748	5210-1	×	×

平成24年12月1日現在

市町名	センター名	電話	郵便	動 日	同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在も市町の例規集に登載されているか	同和対策地域総合センター一覧表の基準日である平成7年4月1日時点の設置管理条例が現在もインターネットで閲覧可能か
水口町		0748	528	4.1	×	×
"		0748	528	4.1	×	×
"		0748	528	4.1	×	×
甲賀町		0748	520	10.1	×	×
土山町		0748	528	4.1	×	×
"		0748	528	4.1	×	×
甲南町		0748	520	4.1	×	×
信楽町		0748	529	10.1	×	×
安土町		0748	521	4.1	×	×
蒲生町		0748	529	9.30	×	×
日野町		0748	529	4.1	×	×
愛東町		0749	527	2.11	×	×
秦荘町		0749	529	2.13	×	×
愛知川町		0749	529	2.13	×	×
"		0749	529	2.13	×	×
豊郷町		0749	529	4.1	×	×
"		0749	529	4.1	×	×
甲良町		0749	522	4.1	×	×
"		0749	522	4.1	×	×
米原町		0749	521	3.41	×	×
"		0749	521	4.1	×	×
"		0749	521	4.14	×	×
"		0749	521	4.1	×	×
虎姫町		0749	528	4.1	×	×
木之本町		0749	521	4.1	×	×
今津町		0740	521	3.31	×	×
安曇川町		0740	521	9.30	×	×
高島町		0740	521	6.30	×	×

の参議院の与野党逆転が実現をしてからでありました。それまではやはりなかなか、私は、市町村は怖がつて、ようせぬところがあつたんだと思ひます。

しかし、先ほども言いましたように、最後、あと二〇%をどうするかということが一番大事なことであり、競馬でいえば第四コーナーを回つて最後の直線距離というところに来ているんですから、本当に自由によつてもいいんですよ。私は本当は、前原大臣と小沢環境大臣と赤松農林水産大臣と、自治体の財政が心配ですから、できれば原口大臣と四名の連名で、本当の意味で市町村にとつて一番効率的で早くて安上がりに行けるシステムを、どうぞ御自由に選んでいただけて結構です。それから共同声明をされるぐらいのことをまずしないと、本当に国は変えてもいいんだ、ぜひ変えてくださいと言っているんだということは何らかの形でアクションを起こせないとかなと。これはもう答弁を求めませんけれども、ぜひ御検討いただきたいというふうに思つております。

それから、社会資本総合交付金ですけれども、やはり国土交通省の場合には下水なんですよ、下水事業ということになってはいるんだと私は思つております。内閣府のところでは別の汚水処理整備交付金というのがありますけれども、例えば、農業集落の予算も環境省の三百億円程度の浄化槽の予算もそれから下水関係の四千数百億円も、みんなここに一つに集まるのであれば、本当に自由に選ぶことができるのかもしれないけれども、実際はなかなかそうではない。要するに、下水道の事業をかなり自由にやりやすくなつたということだけにどまっていまするんじゃないかというふうに私は思つております。

その点も含めて、今後の検討課題を明らかにしていただきたいと思います。
○三日月大臣政務官 尊敬する中川先輩が国会に戻つてきていただいて、この生活排水のことについてともに取り組めること、大変うれしく思

ます。

中川さんがおっしゃつたように残り二〇%をどうするのかということ、先ほど大臣が答弁されたように地域の実情に応じて生活排水処理事業を行つていくこと、加えて、人口が減り、少子高齢化が進み、財政悪化が進んでいるという制約条件の中でこれをどうとらえていくかということが大切だという観点から、先ほど紹介いただいたように、法律上、下水道供用区域内の下水を流入させるための排水設備を遅滞なく設置しなければならぬ、いわゆる接続義務というのが課されているんですが、我々野党時代に、下水道供用区域内の浄化槽も原則下水道への接続義務というのが課されているんですが、良好に管理されているのであるならば、合併浄化槽について一律に接続義務を課すべきではないのではないかという、接続義務を外す下水道法の改正というものも提起しております。

政権交代後、ことしの四月から、先ほども一部御紹介いただきましたが、国土交通省と農水省と環境省の三省が連携しまして、これからの望ましい汚水処理のあり方について検討する会議を立ち上げて、私と農水省の舟山政務官と環境省の大谷政務官とで今検討させていたいただいておまして、まず市町村の実態把握のためのアンケートをさせていただきます。どうぞ予定にしております。

いずれにしても、所管ではありませんが、各自治体のし尿処理施設の老朽化、これは常々中川先生が指摘されていることありますし、汚泥処理の一体処理、またその活用という観点もありますので、制約条件の中でこれからの望ましい汚水処理行政のあるべき姿というものをしっかりと模索してまいりたいというふうに考えております。

○中川(治)委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
三日月政務官の方から、し尿処理場のこともおっしゃつていただきました。大阪なんかもそうなんですけれども、恐らく四割ぐらいのところは近々にし尿処理場、これは環境省の所管ですけれ

ども、これをつくりかえないかぬ。各首長さんにとつたら大変悩みの種であります。建てかえると言つたら出ていけと必ず言われるし、もう持つていく場所がない。それで首長の首をかけて建てかえないかぬというような事態になります。

しかし、幸か不幸か、幸いなんだと思ひますけれども、本当は下水処理場で生し尿も浄化槽の汚泥も、そして下水も一括して処理をするというシステムにならないか。し尿処理場というのは物すごいお金がかかります。しかも半分は市町村の負担でありますから、これも含めて、ぜひすばらしいあるべきあり方を御検討いただきたいと思つております。

私は過激派でございますので、そんなことできるかとかよく言われるんですが、最後の二〇%になったときに、下水道整備区域という区域指定が本当に必要なんでしょうかということ、最近ずっと疑問に思つております。下水道整備区域外であれば二重行政にならないかというところで、要するに、この八八%以外であれば環境省の浄化槽は非常に有利な補助金がつく制度を使えます。しかし、中では、非常中途半端な補助制度の浄化槽しか使えない。それはなぜなのかといえ、将来下水が来るかもしれないという網があるからなんです。もうこの網は取つた方がいんじゃないか。下水道法そのものの根本的な、接続をするかしないかということだけではなくて、一度全般的な御検討をお願いしたいということだけ申し上げておきたいと思ひます。

時間の関係もありますので、次に行きたいと思ひます。大臣、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。
もう一つは、資料二を見ていただきたいと思ひます。
実は、この資料は、ディベロッパ、大手の不動産建設業者から広告代理店とかリサーチ会社に、こういう地域にマンションを建てたい、その周辺の地域の状況を調査して報告してほしいというところで依頼をした、そのときの報告書の一部です。

しであり、これはほとんど全国津々浦々の地域についてございます。堺市だとか大阪市の生野区、大阪の池田市、住吉区、ついでに大臣の選挙区の方も何はか入れておきましたけれども、こういうことが公然と書かれて、そして報告書に出されている。

もつと聞くにたえないようなことが書かれている場合もありました。同和地域を問題のある地域、敬遠されるエリアであるとか、あるいは、在日韓国・朝鮮人の多い地域を半島系住民が多いあるいは移民の多い地域だとか、忌避される地域、そういうエリアであるとか、さまざまに書かれております。

この資料でいきましたら、一番上のところ、これは精神病院や重度障害者の施設が多いから問題のある地域なんだというように書かれております。あるいは、これは同和地区だということも、私から見てもこれは間違っているなと思うような、ある意味では近所の伝聞にすぎないような話まで資料として提出をされている。そして、これをもちまして販売をしたり建設をしったりということが行われておつて、しかも、この報告書の管理すら、どこにどういふふうに出回つていくかということすら全くわからないというふうな事態になつております。

これを何とかせないうふうなふうに思つておりました。特に、調査をしようというところで依頼をしている大手不動産の開発業者、これはほとんど国土交通大臣の認可業者ということになっております。こうしたマンション開発にかかわる差別的な調査のあり方、実態について、大臣の御見解をお伺ひしたいと思います。

○前原(國務)大臣 今、資料二を見させていたいただきまして、私の選挙区の記述も載せていただいておりますけれども、簡単に感想を申し上げれば、けしからぬという一言に尽きると私は思つております。

大阪府等の調査におきまして、御指摘の表現、先ほど委員がおっしゃつたような不適切な表現が

含まれる報告書が作成されて、これを一部のマンションディベロッパーが受領していた事実が判明したということは国土交通省としても承知をしておりませう。

国土交通省としましては、これまで、宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上を目指すとして、宅地建物取引主任者などの従事者に対する講習を通じて、例えば、同和地区に関する問い合わせ、それから差別意識を助長するような広告、それから賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別などが発生しないように、関係業界団体や宅地建物取引業者に指導しているところでございます。

しかしながら、委員が御指摘をされたように、依然としてこのような報告書が問題意識なく漫然と行われているというところはまことに遺憾であると思っております。我々としても、こういった差別的な報告書が出されないようにさらに徹底をしていきたいと考えております。

○中川(治)委員 実は、発覚したのは大阪府からでございます。大阪府も入って今検討チームも結成をされているというふう聞いております。大手の不動産開発業者が販売促進あるいは開発事業を手がける上で、まず広告代理店とかりサチ会社に調査を委託して、そしてその資料に基づいて行動を起こす。どうもこれが一つのシステムになっているところであります。現在明らかになっているところでは、十三社のディベロッパーと十五社の広告代理店、それから五社のリサーチ会社、それがこうした報告書をつくっているということが明らかになっております。

これはお尋ねという形でアンケート調査をして、もう知られているなと思う人はやっておりますというふう言っているし、覚えがないというふうな答えられているところもあるわけでありまして、実態はどうなっているんだろかということも、まず実態の把握をぜひ急ぐ必要があるというふうには私は思っております。

ぜひこの点で、国土交通省としても、実態把握

に向けて行動を急ピッチで開始をしていただきたいと思ひますし、どのような実態把握が必要なのか、そしてどのような啓発をしていかないかぬのかということもついて、できれば専門チームでもつくり上げてもらって、そして対策を急いでいたいただきたいというところを思っております。

それからもう一つは、実は、この調査活動というのは、宅地建物、不動産の売買にかかわる以前の調査活動ですから、宅地建物取引業者あるいは不動産業法以前の活動の問題なんです。ですから、なかなかこの業法では規制をしにくいというのが現在の法体系の中では言われております。大阪府の勉強会で国土交通省の担当の方にお聞きしても、いや、そうなんです、この業法では規制や管理はなかなかしにくいんですということをおっしゃっているということでございます。

そういう意味では、こうした明らかかな差別を商う行為に対して、規制のあり方ということ、国交省を初め政府全体で規制や処罰のあり方ということを検討するべきではないかというふうにも思っております。この二つの件について、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○前原国務大臣 委員の御指摘というのは、私は大変的を得た、いい御指摘だと思っております。実態把握についてでございますけれども、国土交通省といたしまして、これは自治体が、先ほど委員は大阪府が実態調査をしているということも言及がございました。我々もこの大阪府がやられている土地差別別調査問題実態調査の結果概要についても入手をして、これについて我々としても検討を加えて、どう人権意識を業者に植えつけていくのかということの参考にさせていただいておられますけれども、大阪だけではなくて、全国の都道府県に対して、我々は宅地建物取引業者の社会的責務の意識の向上に関する実態調査というものをやっております。

どんな調査をやっているかと申し上げますと、例えば、宅地建物の取引の場における同和地区に係る市役所などへの問い合わせの実態があるかな

いか、ある自治体はどこなのかということを我々として把握をするということ、これをまずやっております。あるところについては、しっかりとそういう人権意識、特に業者にに対して徹底するようというふうなことも含めて、我々としては取り組んでいるところであります。

また、別の質問もいたしました。例えば、取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法四十七条に抵触するかどうかの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。これは、答えを言いますと、抵触するかどうかというのは、抵触しないわけですが、そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の四十七条でありますけれども、これについて、明確に違反しないと答えている都道府県がどれだけあるか、あるいは間違っていると答えているところとかあやふやな答えをしているところというのがどれだけあるか、こういう調査をやっております。

現実、今の、宅建業法四十七条に抵触するかと聞かれた場合に、四十七都道府県のうち四十二の都道府県は違反しないと明確に言っていて、そういうものを徹底しているということでもあります。が、逆に言えば、五つの県がどちらとも言えないというあいまいな答えをしているわけでありまして、こういったところについては、こんなものは違反しないよということを徹底していく。

やはり、委員の御指摘のとおり、これは自治体がどれだけ真剣に取り組むのか、国と自治体が一緒に取り組むというところが大事でございますので、そういう意味での取り組みも国交省としてやっておりますし、委員の御指摘も踏まえて、しっかりと取り組みをしていきたいというふうにも思っております。

また、宅地建物取引の前段階における差別を商う行為に対する規制のあり方ということでもお尋ねがございましたけれども、これは人権の問題でありますので、国交省だけではなくて政府全体で取り組んでいかなければいけない問題だと思ひますので、政府の取り組みとして、国交省も率先して

協力をして、そして人権意識の高揚、差別の撤廃に向けての努力を重ねてまいりたいと考えております。

○中川(治)委員 恐らく氷山の一角、全国津々浦々でやられていることであります。こういう報告書が焼却処分もされずに出回るといふこと自体も大変嘆かわしいことだといふふうには私は思っております。ぜひひとつよろしくお願ひをいたします。

もうあとわずかな時間、五分を切りましたけれども、もう一点だけ御質問させていただきます。思ひます。

実は、私、五年前にも調べたことがございませう。国土交通省関係のさまざまな特殊法人であるとか公益法人で、あるいは当時は独立行政法人ではなかったと思ひますけれども、そういうところで障害者雇用率が本当に守られているのかということでもあります。

とりあえず、仕分けでも案外ノーマークになっておりました高速道路株式会社障害者雇用率を出してくださるということ、それから、六つの高速道路株式会社の子会社、一〇〇子会社あるいは事実上完全直系子会社になっているところ八十七社の障害者雇用率もあわせて御報告くださるということを出しました。一たん出てきた資料でこちらで計算をして、国交省の担当の方にやらせて、きのうの晩遅くまで計算をし直していただいたのがこの資料でございます。

結論的に言えば、六つの会社のうち四つは達成をされているということでありました。五年前はたしか阪神高速道路公団以外は全部達成していたことがあったということですから、一定の進歩かなというふうにも思っております。

今回は、子会社も含めて調べてみましたら、八十七の子会社のうち、対象外、つまり五十六人以上の会社が二十六社ありますから、対象六十一会社のうち法定雇用率を達成している会社はわずか二十社、四十一社は達成をしていないという

特別報告

プライム事件の経過と課題

2012年11月21日

1. 経過

- ①2011年11月13日 東京・プライム法務事務所の関係者5人逮捕
- ②2012年3月2日 プ社・デザイナーSに判決・懲役1年6月（執行猶予3年）
- ③2012年3月22日 プ社・探偵社社長Aに判決・懲役2年6月（実刑）
- ④2012年3月23日 プ社・司法書士Sに判決・罰金250万円
- ⑤2012年5月18日 プ社・経営者Nに判決・懲役3年（実刑）
- ⑥2012年6月3日 ハローワーク横浜職員逮捕
- ⑦2012年6月29日 ソフトバンク岡山支店元店長、広島興信所H逮捕
- ⑧2012年7月4日 プ社・元弁護士Hに判決・懲役2年（執行猶予4年）
- ⑨2012年7月20日 長野県警巡査2人と元上司で興信所経営者逮捕
- ⑩2012年7月21日 鹿児島県警が鹿児島・東京の情報屋2人逮捕
- ⑪2012年7月30日 NTTドコモ・東京立川支店職員逮捕
- ⑫2012年8月9日 ソフトバンクこんぴら店職員逮捕
- ⑬2012年9月12日 関東運輸局技官を逮捕
- ⑭2012年9月27日 名古屋のイー・ジェー・L・P（元締）4人逮捕
- ⑮2012年9月27日 群馬のベルリサーチ関係者2人逮捕
- ⑯2012年9月27日 a u千葉船橋代理店の職員逮捕

3. 事件のあらわすもの

- ①8～9割は、結婚相手の身元調査
 - ・「依頼の85%から90%は、結婚相手と浮気の調査依頼」（プライム社経営者N）
 - ・「半分は結婚相手の身元調査依頼だった」（横浜興信所社長A）
- ②ほかにもまだ裏ルートが
 - ・「うちが扱っていたのは、全国の3分の1くらい」（プライム社経営者）
- ③身元調査によって様々な被害が
 - ・名古屋市女性＝ストーカーによる被害、愛知県内男性＝捜査妨害・家族に危険が
- ④行政書士・司法書士などのモラル崩壊
 - ・2～3割いる幽霊会員 ・S司法書士はタクシー運転手 ・背景に格差社会
- ⑤IT化による情報化社会のマイナス面
 - ・IT化による情報化社会＝情報の簡単入手と犯罪利用

◎警官の戸籍不正入手＝暴力団関係者が依頼か―元弁護士ら5人逮捕・愛知県警

愛知県警の警察官らの戸籍や住民票などを不正に取得したとして、県警捜査4課などは11日、偽造有印私文書行使などの疑いで東京都中野区中野、司法書士事務所経営奈須賢二（51）、世田谷区成城、元弁護士長谷川豊司（48）両容疑者ら5人を逮捕した。

同課によると、5人が2008年11月以降、1万～2万件の個人情報をも不正に請求したことが判明。捜査妨害を狙った暴力団関係者からの依頼もあったとみて調べを進める。

他に逮捕されたのは、練馬区中村北、司法書士佐藤隆（50）▽横浜市青葉区市ヶ尾町、探偵会社「ガルエージェンシー東名横浜」代表栗野貞和（62）▽京都府八幡市男山八望、グラフィックデザイナー杉山雅典（54）―の各容疑者。同課によると、佐藤容疑者は容疑を一部否認、残る4人は認めているという。

逮捕容疑では、5人は弁護士や司法書士などが職権で本人の承諾を得ずに戸籍などを取得できる制度を悪用。昨年3～7月に9回にわたり、虚偽の利用目的や依頼人の氏名などを記入した「職務上請求書」を役所に郵送し、警官2人を含む7人の戸籍や住民票の写しなどを不正取得した疑い。

長谷川容疑者は08年4月、民事事件で報酬を受け取りながら必要な申し立てや証拠提出をしなかったなどとして、東京弁護士会から弁護士資格を剥奪する除名処分を受けた。グループ内では法律知識を生かし、役所からの問い合わせなどトラブル対応を任されていたという。（了）

◎探偵会社代表ら4人起訴＝信用情報不正取得—名古屋地検

借金額など個人の信用情報が不正取得された事件で、名古屋地検は3日、貸金業法違反（目的外使用）罪で、司法書士事務所経営奈須賢二（51）、探偵会社代表栗野貞和（62）両容疑者＝ともに戸籍法違反罪などで起訴＝を追起訴し、貸金会社社長西脇誠容疑者（40）ら2人と法人としての同社を起訴した。

地検によると、貸金業法の目的外使用での起訴は全国初。いずれも起訴内容を認めているという。共に逮捕された同社役員の男性（45）は不起訴とした。

起訴状によると、4人は昨年6月13日、返済能力調査以外の目的で、国指定の信用情報機関を通じ、名古屋市在住の男性の信用情報を取得したとされる。

捜査関係者によると、4人は約2200人分の信用情報を不正取得したとみられ、身元調査を請け負う探偵会社などに販売していたという。（了）

◎探偵会社代表ら起訴内容認める＝戸籍不正取得で初公判―名古屋地裁

愛知県警の警察官らの戸籍謄本などが不正取得された事件で、戸籍法違反罪などに問われた司法書士事務所代表奈須賢二（51）、探偵会社代表栗野貞和（62）両被告ら3人の初公判が29日、名古屋地裁（佐々木一夫裁判官）であり、3人はいずれも起訴内容を認めた。

検察側は冒頭陳述で、個人情報保護法が施行された2003年以降、探偵業者が戸籍謄本などを入手することが困難になったと指摘。06年夏ごろから栗野被告が同業者から注文を受け、奈須被告が元弁護士長谷川豊司被告（48）らの名義で役所から個人情報を取得するビジネスを開始し、栗野被告の会社は5年余りで約1億5000万円を売り上げたと主張した。

起訴状によると、栗野被告らは10年3月～11年7月、司法書士会などが発行する「職務上請求書」を偽造し、司法書士兼行政書士佐藤隆被告（51）＝分離公判中＝の名義で名古屋市の女性ら9人の戸籍謄本などを不正に取得したとされる。9人の中には暴力団捜査を担当する愛知県警幹部も含まれていた。（了）

◎探偵会社元代表に実刑＝戸籍不正取得一名古屋地裁

愛知県警の警察官らの戸籍謄本や住民票の写しが不正に取得された事件で、戸籍法違反などの罪に問われた元探偵会社代表栗野貞和被告（62）の判決が22日、名古屋地裁であり、佐々木一夫裁判官は「極めて大胆かつ巧妙で悪質な犯行」として、懲役2年6月（求刑懲役3年6月）の実刑を言い渡した。弁護側は即日控訴した。

佐々木裁判官は、栗野被告を司法書士事務所代表奈須賢二被告（51）＝分離公判中＝と共に一連の事件の首謀者と認定。探偵業者などから注文を受け、個人情報の不正取得を組織的に繰り返したと指摘した上で、「保護されるべき個人情報を売買の対象として大量に流出させ、市民生活に大きな不安を招きかねない犯行」と非難した。

判決によると、栗野被告らは2010年3月～11年7月、東京司法書士会や日本行政書士会連合会が発行する「職務上請求書」を偽造し、司法書士兼行政書士佐藤隆被告（51）＝同＝の名義で計9人の戸籍謄本や住民票の写しなどを不正取得したほか、貸金業者と共謀して別の1人の信用情報を不正に得た。9人の中には暴力団捜査を担当する愛知県警幹部も含まれていた。（了）

司法書士会の書類2万枚偽造

戸籍請求グループ チエツク逃れ狙う

愛知県警捜査員らの戸籍謄本や住民票が不正に取得された事件で、同県警に偽造印私文書行使容疑などで逮捕された東京都中野区、「プライム総合法律事務所」実務経営者の奈須賢二(容疑者)51は、取得にあたって自治体への提出が必須な司法書士会発行の書類を、大層に偽造していたことがわかった。県警によると、偽造された書類は2万枚に上るといふ。県警は、不正取得された戸籍情報や脅迫に使われたケースもあるとして、情報入手依頼のルートや、個人情報漏えいによる被害の実態について捜査を進めている。

県警の調べでは、各地の司法書士、佐藤隆容疑者(51)名義の自治体から取得した戸籍情報の手依頼は、横浜市の探偵会社の代表を務めていた栗野貞和容疑者(52)が集約して「プライム」に持ち込み、東京都練馬区の書士会が会員の司法書士に

戸籍法と住民基本台帳法の改正 第三者による戸籍の証明書(謄本・抄本)の不正取得や、虚偽の届け出などが多発したことを受けて改正され、2008年5月に施行された。戸籍の証明書や住民票の写しなどの請求の際は、窓口で運転免許証などの提示による本人確認が必要となった。代理人が請求する場合は、代理権限があるかなどを書類で確認する。

1冊(100枚つり)2500円を販売している「職務上請求書」。奈須容疑者らは2008年11月頃、同会から2冊購入し、それを基に、グラフィックデザイナーの杉山雅典容疑者(54)が印刷業者と約2万枚を偽造させたといふ。同年の戸籍法と住民基本台帳法の改正前、原則として本人以外は戸籍情報は取得できなかった。しかし、司法書士は、職務上必

要な遺産相続の手続きなどのため、各都道府県の司法書士会が発行している請求書類を自治体に提出すれば、本人の了承を得なくても取得できる。県警が奈須容疑者らのグループの関係を捜索したところ、佐藤容疑者の名前で押印された偽造請求書が見つかるといふ。東京司法書士会では不正防止のため、請求書を使い切った時(1)①②の市町村に(3)回

を請求したか—を記入した書類を提出しなければ、新たに請求書を取寄しない厳格な運用をしている。県警は、グループが司法書士会のチエツクを免れると、も、大層に購入して不審に思われるのを避けるため、書類を偽造して使っていたとみている。東京司法書士会の鴨田建男専務理事は「請求書が偽造されるとは思わなかった。大変遺憾。請求書を適切に管理するのは司法書士の責任であり、研修などで管理の徹底を求め、信頼回復に努めたい」と話している。

女性脅迫事件で悪用される

グループが不正取得した戸籍情報は昨年、名古屋市に女性に対する脅迫事件で悪用された。愛知県警によると、元交際相手の60歳の男が、女性の親族の戸籍情報入手を同市の探偵事務所へ依頼。依頼は別の会社を経由して奈須容疑者らのグループに送られたといふ。男は昨年3月から4月にかけて、3回にわたって女性に脅迫状を送付した際、「誑んでもらうための細工」(捜査幹部)として、この戸籍情報に基づき、親族名を差出人の名前として使っていたといふ。男は今年6月、脅迫容疑で逮捕され、9月に名古屋地裁で懲役10月、執行猶予3年の有罪判決を受けた。また、捜査関係者によると、奈須容疑者は、不正取得の実行役とされる司法書士の佐藤容疑者について「正義感から不正取得の仕事を断らない人物かどうかを、面接で判断した」との趣旨の供述をしているといふ。

警察庁の片桐裕長官は、17日の記者会見で「司法書士は、公正かつ誠実に業務を行うこととされているが、犯罪のインフラとして利用された可能性があり、極めて懸念だ。今後、司法書士業界はこうした事業が再発しないよう、自主的な措置を講じてもらうことが必要だ」と指摘した。

[HOME](#) / [朝日新聞出版](#) [朝日新聞社報道と人権委員会の見解等について](#)

週刊朝日の橋下徹・大阪市長連載記事に関する「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解等について(1)

B1 178

サイト

589

おすすめ

734

[週刊朝日の橋下徹・大阪市長連載記事に関する「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解等について\(2\)](#)

[週刊朝日記事に関する佐野眞一氏のコメント。「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解を受けて発表されたものを、同氏の依頼を受け、当社ホームページに掲載いたします。](#)

弊社発行の「週刊朝日」10月26日号に掲載した、橋下徹・大阪市長をめぐる連載記事の件につきまして、以下の通りお知らせいたします。

弊社は9日、第三者機関「朝日新聞社報道と人権委員会」から、橋下市長をめぐる連載記事についての「見解」を受け取りました。同見解では、記事について「出自を根拠に人格を否定するという誤った考えを基調にしている」といった根幹にかかわる指摘を受けました。こうした見解を踏まえて、今後の再発防止策などを盛り込んだ「報道と人権委員会の見解を受けて」を作成しました。本日12日、この「見解を受けて」と、報道と人権委員会に弊社が提出していた記事掲載と事後対応の「経緯報告書」をあわせ、大阪市役所で橋下市長にご説明し、改めておわびしました。

なお、これに先立ち、本日12日に開催した弊社臨時取締役会で、代表取締役社長・神徳英雄(こうとく・ひでお)の辞任と、その後任として、取締役・篠崎充(しのざき・みつる)の代表取締役社長代行への就任を決めました。また、前週刊朝日編集長の河島大四(かわばた・だいし)について、停職3ヵ月及び降格とする処分を決めました。このほか、本件記事を担当した副編集長を同じく停職3ヵ月及び降格、弊社の雑誌部門の責任者である雑誌統括兼コンプライアンス担当を停職20日とする、計3人の懲戒処分を決めました。こうした一連の人事・懲戒処分なども合わせて橋下市長にお伝えしました。

また、今回の件に関する弊社のコメントは以下のとおりです。

『「報道と人権委員会」から、今回の記事について「出自を根拠に人格を否定するという誤った考えを基調にしている」との根幹に関わる指摘を受けました。差別や偏見と闘うことを使命とする報道機関として、深く反省しております。神徳英雄社長は事態を重大に受け止め、すべての経営責任を負って本日、辞任しました。今後は社員の人権教育を徹底し、読者の信頼回復に努めます。』

週刊朝日の橋下徹・大阪市長についての連載記事に関する、朝日新聞社報道と人権委員会の見解

2012年11月9日

朝日新聞社報道と人権委員会
委員 長谷部恭男
委員 藤田 博司
委員 宮川 光治

1. 当委員会の調査の経緯と見解の要旨

当委員会に対し委員藤田博司から、本年10月20日、週刊朝日10月26日号掲載の標記記事(以下「本件記事」という。)に関して、重大な人権侵害、及び朝日新聞出版記者行動基準に触れる行為があると判断されるので当委員会ですり上げることが相当であるとする問題提起があった。また、株式会社朝日新聞出版(以下「朝日新聞出版」という。)か

ら、10月24日、今後の再発防止策等を検討するため記事の内容や作成過程、批判を招いた事態などについて見解を示すよう要請があった。当委員会は調査を開始した。まず、朝日新聞出版より企画段階から取材・報道、連載中止に至るまでの経緯について報告書の提出を受けた。次に、本件記事の取材・報道に関わった週刊朝日編集部(以下「編集部」という。)の河畠大四編集長(以下「編集長」という。)、デスク、記者、雑誌部門の責任者である雑誌統括及び筆者であるノンフィクション作家・佐野眞一氏から聞き取りを行った。11月3日、委員会を開催し、朝日新聞出版から詳細な説明を受けたうえで、編集長、デスクらのほか佐野氏からもあらためて説明を聞いた。そして、以上の調査の結果を踏まえて審議し、以下の通り本見解をまとめたものである。

(当委員会の見解の要旨)

本件記事は、橋下徹・大阪市長(以下「橋下氏」という。)についての人物評伝を意図したものであり、10回から15回を予定した連載の第1回分であるが、見出しを含め、記事及び記事作成過程を通して橋下氏の出自を根拠にその人格を否定するという誤った考えを基調としている。人間の主体的尊厳性を見失っているというべきである。そして、部落差別を助長する表現が複数箇所あり、差別されている人々をさらに苦しめるものとなっている。また、各所に橋下氏を直接侮辱する表現も見られる。さらに記事の主要部分が信憑性の疑わしい噂話で構成されており、事実の正確性に関しても問題がある。

以上は、報道を通じて差別や偏見などの不当な人権抑圧と闘うことを使命の一つとし、正確で偏りのない報道に努めなければならない報道機関として、あってはならない過ちである。本件記事の作成及び掲載に携わった者たちは差別に対する認識及び人権への配慮を欠いていたというべきで、編集部におけるチェック体制が的確に機能していないという問題も存在している。

また、企画段階からタイトルの決定、表紙の作成、情報収集、原稿チェック、おわびの掲載まで編集部が主体になり、佐野氏は編集部の意向を受けて取材・執筆活動をしており、問題の責任は全面的に編集部側にある。ただし、佐野氏も人権や差別に対する配慮の足りない点があったと思われる。

以下、企画から掲載後の対応に至る経緯を検討し、そこにおける問題点を指摘する。

2. 企画段階での問題

この連載企画は、本年春頃、編集部において、編集長の提案により将来の首相候補とも言われる橋下氏の人物評伝として検討され、編集部の「目玉企画」として部数増対策の一環にも位置づけられた。編集長は外部の作家に執筆を依頼した方がよりインパクトの強い記事ができると考え、ノンフィクション作家として多くの実績があり孫正義ソフトバンク社長の評伝『あんぼん』を上梓した佐野氏が適任であると判断し、同氏と親交があるデスクに本企画を担当させた。担当デスクは、『あんぼん』と同様の手法で、橋下氏の人物を描くことはもちろんのこと、家族の視点で日本の社会史を描くというスケールの大きい作品をイメージした。

デスクは佐野氏と話し合い、企画の狙いとして概ね次の3点を説明し、単なる人物評伝にとどまらず、各視点を総合した作品とすることに関して佐野氏の同意を得た。①橋下氏を知る多くの人たちの証言を得て橋下氏の人物像に迫り、それが彼の政治姿勢や政治思想とどう関わるのかを探る。②橋下氏の巧みなマスコミ操作を検証し、他方、メディアに今何が起きているのかを考える。③ツイッターを多用する橋下氏の手法を通じて、政治とネット社会を探る。担当デスクは、①との関連で、橋下氏の政治信条や人格に出自が投影しているであろうとの見方に立ち、出自について書くべきだと考えていた。それが差別を助長することにならないかという点に関しては、橋下氏は公人中の公人であり、知る権利、表現の自由からもその名誉及びプライバシーは制限されること、その人物の全体像を描くこととの関連で取材の対象に家系を構成する人々を入れることは必然であることから、表現することは可能であると考えた。

6月末頃から、記者2人が取材活動を開始した。9月半ばまでに、橋下氏の親戚、各地の知人、維新の会議員、関西政界関係者、部落解放同盟関係者、郷土史家ら、60人近い人々に取材した。9月中旬には数日、佐野氏も取材に向かった。9月20日頃、デスクは佐野氏から構想について書かれたペーパーを受領し、説明を受けた。2回目までは父親の話、3回目、4回目は母親の話、5回目以降は橋下氏の中学・高校時代、弁護士時代、知事時代、市長時代と続き、各回においてマスコミ論やツイッター社会論に触れるという構想であった。10月初め、10月16日発売の10月26日号から連載を開始することが決定した。

以上の経緯によれば、本企画は、多様な視点を含みつつも、差別や偏見を助長する危険の伴う極めてセンシティブな内容であったことが認められる。したがって、本企画については、その狙いの当否、各視点の相互関係、手法、表現のあり方等について、社内において慎重に議論すべきであった。しかし、これらを検討する資料となる企画書はなく、レジュームもコンテもない。佐野氏が示した連載展開の概要像も編集部で検討した事実はない。本件は、企画の段階において、慎重な検討作業を欠いていたというべきである。

3. タイトルの決定及び本件記事の問題

9月23日頃、担当デスクと佐野氏が打ち合わせの中で、デスクは孫正義氏に関する評伝が、孫氏の通名であった「安本」からとった「あんぼん」というタイトルであることにも影響され、また、すでに週刊朝日(8月17日、24日合併号)で、橋下氏の父が「ハシタ」姓を「ハシモト」に変えたと報じていたこともあり、連載のタイトルをもととの呼び名である「ハシタ」とすることを思い付き、佐野氏に提案した。佐野氏はこれを了承した。

氏名はその人の人格を表象するものであり、氏名権は人格権の一つとされている。一般に、氏名と異なる呼称をことさらに用いることは、人格権を侵害することにもなりかねない。本件では、「ハシタ」とことさら呼称することに、読者は橋下氏に対する侮蔑感情を読み取ると思われる。また、「奴の本性」というサブタイトルの「奴」「本性」という言葉にも橋下氏への敵対意識、侮蔑意識を窺うことができる。それらが大きなタイトル文字として表紙を飾っていることが、一層、敵

対・侮蔑の度合いを強めている。なお、表紙の作成には佐野氏は関与していない。

表紙の「DNAをさかのぼり 本性をあぶり出す」といった表現を含め、本件記事全体の論調から、いわゆる出自が橋下氏の人物、思想信条を形成しているとの見方を明瞭に示している。人物像を描く際に、出自をたどる取材をすることはあり得る。しかし、極めて慎重に報道することが求められる。出自が人格と何らかの関連を有することがあり得るとしても、それは人格を形成する非常に多くの要因の一つにすぎないのであって、決定的要因とはなり得ないものである。出自と人格を強く関連づける考えは、人間の主体的な尊厳性を見失っており、人間理解として誤っているばかりか、危険な考えでもある。なお、家系図を掲載しているが、こうした流れに照らすと橋下氏が家系(血筋)に規定されているという前提での参考図と位置づけられているとも理解でき、極めて問題である。

本件記事の主要部分は、「大阪維新の会」の旗揚げパーティーに出席していた正体不明の出席者と、縁戚にあたるという人物へのインタビューで構成されている。彼らの発言内容は、橋下氏の親族に関する話であり、橋下氏の出自につながる部分であるが、噂話の域を出ていない。前者は発言自体から信憑性がないことが明白である。後者はその信憑性を判断する手がかりが読者にはまったく提供されていない。人権に関わる伝聞事実については裏付け取材をすることが基本であるが、本件記事ではそうした裏付け取材がなされていることを読み取ることができない。

本件記事には被差別部落の地区を特定する表現がある。朝日新聞出版記者行動基準には「報道を通じて、民族、性別、信条、社会的立場による差別や偏見などの人権侵害をなくすために努力する。」とあるほか、報道の取り決めにも「人権を守る報道」に関する基本的な考えが示されている。また、取り決めには、具体的に「被差別部落の場所が特定されないよう十分配慮する。」と明記されてもいる。本件記事は、これらに明白に違反している。

4. 記事チェック段階での問題

10月9日夕刻、本件記事の原稿が佐野氏から担当デスクの手元に届いた。デスクと2人の担当記者は読んだが、編集長の手元に原稿が届いたのは12日昼頃であった。遅れた理由について、デスクは「原稿には秘匿すべき情報提供者らの名前が入っており、そのままでは渡せなかった」と言っている。しかし、編集長は当然すべての情報源を知るべき立場にあり、編集部の責任者にデスクが情報源を伝えないという考えは誤りである。

原稿を読んだ編集長は、部落差別に関連する文章上の問題点をデスクにいくつか指摘し、同時に、雑誌統括に当該原稿をメールで転送した。折り返し雑誌統括は「こんなことを書いていいと思っているのか。掲載できると思っているのか」と編集長と電話で激しくやり合った。雑誌統括からの依頼で原稿を読んだ他部門の社員からも、原稿には多数の問題があるという指摘があった。12日夕刻にも雑誌統括の依頼で原稿を読んだ雑誌編集の経験が長い社員は、「出自が悪い者はろくなやつがないという考えそのものが誤りだ。完全な差別表現であり、これはダメだ。」という意見を述べている。雑誌統括はこうした意見を編集長に伝え、編集長は、デスクに佐野氏と交渉して直しを検討するよう求めた。佐野氏は当日、テレビのゲストコメンテーターとしての仕事があり、検討が遅れたが、締め切り日である13日夕刻、数点の修正を行った。雑誌統括は、さらに被差別部落の地区の特定その他の削除を強く求めたが訂正されなかった。最後は、編集長が「これは佐野さんの原稿です。これで行かせてください」と押し切った。表紙が12日に校了しており、この段階では掲載中止は困難であった。掲載するか雑誌自体の発行を停止するかという選択であったが、発行停止が検討された形跡は見られない。

こうして16日発売に至った。

編集部内ではこれまで、このようなセンシティブな問題に関する記事掲載の際には、顧問弁護士に助言を求めるリーガルチェックを行うことがあった。しかし、締め切り間際に表現の手直しに追われたため、今回はリーガルチェックを受けることもなく、最後は「時間切れ」の状況で、掲載に至っている。出自が人格を規定しているという誤った考え方を基調とし、主要部分を信憑性が乏しいインタビューで構成していることが問題なのであって、表現の手直しでは解消できる問題ではなかった。編集部としては、その点にいち早く気づき、本件記事の掲載を止めるべきであった。佐野氏から本件記事の原稿が編集部へ届いたのは9日夕刻であり、デスクが原稿を直ちに編集長に示していれば、編集長は社内の意見を聞くとともにリーガルチェックを受けることが可能であった。

なお、社内では差別的表現や侮蔑的表現に関し多くの点が指摘されている。編集部はデスクを通じて佐野氏にすべて伝えたとしているが、佐野氏は「指摘があったところで飲めないところはなかった」といい、言い分が食い違っている。社内の指摘が担当デスクを通じて佐野氏に的確に伝えられていたかどうか疑問である。また、編集部は筆者のオリジナリティを大切にしたいという思いがあったとしているが、そのような範疇の表現ではなく、事柄の重大性に対する認識が欠けていたといわなければならない。

本件記事と同内容に近い記事が既に他の月刊誌・週刊誌等に複数掲載されている。編集部や記事をチェックした者たちは、それらについては橋下氏からの特段の抗議はなく、社会問題ともなっていないと即断し、こうしたことから本件記事も許されるものと考えたとしている。しかしながら、仮にそうだとすると、人権侵害を拡散し、再生産した責任を免れることはできない。

5. 掲載後の対応の問題

掲載後の対応にも問題があった。橋下氏が記者会見をした10月18日前日の17日夜に朝日新聞出版が発表した「今回の記事は、公人である橋下徹氏の人物像を描くのが目的です。」などとするコメントは、発行から2日経っていながら、本件記事の正当化とも受け取れるものである。また、18日夜に発表したおわびコメントや、週刊朝日11月2日号に掲載した編集長名での「おわびします」でも、タイトルや複数の不適切な記述に関するおわびにとどまっていた。この段階においても、問題の本質に気づいていなかった。

連載中止については、佐野氏は「1回目だけを読んで判断すべきではない。中止は言論機関の自殺行為だ」としている。また、この問題に関する新聞等の報道では、中止は読者の期待を裏切り、知る権利を損なうことを意味すると指摘

する識者もいた。しかし、連載を続けるためには、この問題についての検証、編集態勢の見直し、企画の狙いや記事執筆の基本的な考え方などの再検討、タイトルの変更などが必要だった。さらに、2回目以降も橋下氏の親族を取り上げることが予定されており、過ちを繰り返さないためには一層の慎重さが求められた。以上の点を考えると、継続は困難であり、連載中止はやむを得なかった。

以上

[個人情報](#) | [著作権](#) | [お問い合わせ](#) | [会社概要](#) | [朝日新聞デジタル](#) | [特定商取引法に基づく表示](#)

Copyright 2012 Asahi Shimbun Publications Inc. All rights reserved. No Reproduction or publication without written permission.

[HOME](#) / [朝日新聞出版](#) [朝日新聞社報道と人権委員会の見解等について](#)

週刊朝日の橋下徹・大阪市長連載記事に関する「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解等について(2)

E1 17 | [サイト](#) 121[おすすめ](#) 225

[週刊朝日の橋下徹・大阪市長連載記事に関する「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解等について\(1\)](#)

[週刊朝日記事に関する佐野眞一氏のコメント。](#)
[「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解を受けて発表されたものを、](#)
[同氏の依頼を受け、当社ホームページに掲載いたします。](#)

週刊朝日「橋下徹・大阪市長についての連載記事」経緯報告書

1. 企画立案

橋下徹・大阪市長の連載は、今年4月、週刊朝日の河畠大四編集長(当時)がデスク会(編集長と副編集長6人で構成される編集会議)で提案した。維新の会の支持率が高まり、将来の総理候補とも言われ始めた橋下氏の人物像を掘り下げ、「人間・橋下徹」の全貌に迫りたいと編集長は考えた。デスク会の中では「今なら橋下市長が一番注目を集める」という話が出た。編集長は当初、編集部員に取材・執筆させようとしたが、ノンフィクション作家のほうがインパクトがあると考え、人物評伝で数々の作品がある佐野眞一氏が適任ではないかと思い、以前から親交のあるデスクを担当にあてた。しかし、編集部内で企画書やレジュメが作られることは最後までなく、企画の詳細な内容について本格的に議論されないまま進んだ。

5月8日、編集長、担当デスクら4人で佐野氏と会い、編集長が「佐野さんが『あんぼん 孫正義伝』で描いたように、(重層な内容で)橋下氏の本質に迫ってほしい。橋下氏の半生はもちろんのこと、その時代の空気や、社会が抱える問題なども描いてほしい」と橋下氏の評伝の執筆を正式に依頼し、了承を得た。

以後、担当デスクが佐野氏と何度か話し合い、橋下氏の成育環境や中学・高校・大学時代、弁護士になった頃、タレント弁護士時代、政治家になって以降を、多くの人の証言を得て人物像に迫り、それが彼の政治哲学や思想とどう関わるのかを探ること、その中でマスメディアの使い方や、ツイッターを多用する手法などにも触れるといった狙いが、取材チームで共有された。

このうち、橋下氏の成育環境については、昨年秋に週刊誌や月刊誌で父親のことが報じられ、橋下氏が報道を激しく批判したことがあった。編集長と担当デスクは、橋下氏は政界のキーマンとなる公人中の公人であり、プライバシーは一般人より制限されると考えた。また彼の政治信条や人格に本人の出自が投影しているであろうと考え、書かなければならないと考えていた。さらに「他誌がどんどん報じており、自分の中で(書くことの)ハードルが下がっていた」(担当デスク)。

しかし、公人とはいえ、出自を書いているのか、なぜ必要なのか、どういう文脈で書くのか、どこまで書くのか、それが政治姿勢とどう関わりがあるのかなどについて、デスク会はおろか、編集長と担当デスクの間でもきちんと議論されていない。企画立案の段階で、極めて重大な問題があった。

2. 取材から掲載まで

取材は6月下旬からスタートした。取材記者2人が基礎的な証言や資料を集め、それらを基に佐野氏が再取材して原稿を書く方法だった。取材記者2人が取材予定を担当デスクに伝え、デスクが了承する形で進めた。取材した内容はメモにしてメールでデスクに送られ、それをデスクが佐野氏に転送して情報を共有した。9月初めまでに取材した人は、橋下氏の親族、幼少期を過ごした東京都渋谷区の店主、中学・高校・大学時代の友人、弁護士仲間、元テレビプロデューサー、維新の会議員、関西政界関係者ら約60人になった。佐野氏は9月中旬に関西に取材に入った。

この間、編集長は担当デスク任せで、どういう取材が進んでいるのか、連載の内容はどうなるのか、把握していなかった。雑誌統括兼コンプライアンス担当(以下、雑誌統括)には、8月初めまで連載を始めることも伝わっていなかった。

これだけの大型連載であれば、通常は各回のレジュメを作り、検討するのが通例だ。しかし、編集長がおおまかな企画の構成を知ったのは連載開始が近づいた時期だった。

連載のタイトルは担当デスクが9月23日に佐野氏宅に向かった時に決まった。担当デスクは、橋下氏の親が姓の読み方を変えたいきさつについて8月初めの誌面で報じたことを思い出し、自らタイトル案を提案した。担当デスクは「『あんばん』(のタイトルイメージ)が色濃くあった」と話している。

タイトル案について編集長は週明けに、担当デスクから伝えられた。編集長は特に違和感を持たなかった。9月25日のデスク会で、担当デスクが連載のおおまかな流れを説明し、編集長がタイトルを伝えた。他のデスクからは特に異論は出なかった。

10月9日(火)に編集長は「今週号から連載を開始します」と社長室に伝え、同日午後6時前に佐野氏の原稿が届いた。通常の進行であれば、翌日にはゲラになる予定だったが、作業が遅れた。編集長は結局、校了前日の12日(金)午後になって初めて原稿を読んだ。編集長は原稿を一読して担当デスクの席に行き、「この表現はだめだ」として、「日本維新の会」旗揚げパーティー会場にいた男性の差別的な発言▽同和地区を特定している箇所▽橋下氏の父親に関する表記を指摘した。

編集長は雑誌統括に原稿をメールで転送した。雑誌統括は、すぐに編集長に「この原稿を載せることはできない」と言っ

て編集長を呼び、「朝日新聞と違うコードで誌面を作っているわけではない」と削除や再考するように厳しく指摘した。法務担当や他の社長室メンバーからも「出自を材料に人を攻撃する文章は許されない」などの声があり、雑誌統括は編集長に約10カ所の指摘をした。

神徳英雄社長は、雑誌の記事作成には関わっておらず、編集長らに任せているのが実態だ。この記事については、12日(金)夕、雑誌統括から原稿を渡され、さっと目を通したものの、次の予定が詰まっており、雑誌統括に「問題表現が多い。直るね」と概括的な指摘にとどまった。

校了は翌13日(土)夜に迫っていた。12日夜は佐野氏がテレビの報道番組に出演していたため、作業は翌日に行くことになった。編集長は、雑誌統括から指摘された点をまとめて担当デスクに伝え、直しを検討するよう指示した。編集長は橋下氏の写真を使った表紙がすでに校了していたことなどから、掲載を延期して原稿を根本的に検討する措置は頭になかった。

翌13日、担当デスクは編集長から指摘された点について佐野氏に電話で伝えて相談し、差別的な表現の一部を削除したり、表現を変えたりした。編集長からは指摘されていない表現を直した箇所もあった。しかし、橋下氏の父親のことについては、担当デスクが「原稿のどこかに書かなければいけない」と思っていたため、削らなかつた。場所を特定した箇所についても、表現を一部変えたものの削らなかつた。担当デスクは「作家のオリジナリティー表現を最大限認めよう、記者が書くものと作家が書くものは性質が違おうと思っていた」。編集長は担当デスクが入れた直しを見て、それ以上の指摘はしなかつた。他のデスクがゲラを見ることはなかつた。

雑誌統括は13日も編集長を呼んで、前日に指摘した箇所について繰り返し修正を指示した。最終ゲラが出たのは午後8時半ごろ。雑誌統括は、場所を特定した箇所と、父親に関する表記だけは削るように指示した。しかし、編集長は「これは佐野さんの原稿ですから」「これで行かせてください」と譲らず、校了した。編集長は「ぎりぎりの表現をすることが、読者が興味を持つものになる。記事のインパクトを弱めてはいけない」と考えていた。表紙がすでに降版して

いて電車の中吊り広告も校了しており、刷り直すか、この号の発行をやめない限り、掲載がストップできない状況にあった。校閲は橋下氏に関する8月初旬の記事で、差別表現について指摘したことがあった。今回の原稿でも当然気づいていたが、編集部はそれも踏まえたうえでやっているのだらうと思っていたことや、外部筆者の原稿であえてそうした表現を使っているのだらうと思ひ込み、指摘を怠った。

雑誌統括は「発行停止を社長に上申できなかったのは私の決断のミスだと思う」としている。編集長は「差別を助長する不適切な表現を削除できなかったことは、編集長として痛恨の極み。佐野眞一さんに対し、直してきた原稿をさらに直すよう要請することに遠慮が働いたことが潜在意識にあったかもしれない。しかし、多くの人を傷つけ、佐野氏の名譽をも傷つけたことは慙愧の念に堪えない」と言っている。

3. 発行後の経過

16日(火)の発売後、橋下徹・大阪市長が17日(水)朝、報道各社のぶら下がり取材で、この記事

を批判し、「朝日新聞社やABC放送を含めて、朝日新聞社関連の質問には、答えることは控えさせてもらいたい」との考えを表明した。メディア各社からも取材が相次いだ結果、発行の責任は朝日新聞出版にあり、朝日新聞出版が対応すべき問題であることを明確にすることに注力することになった。

そのため、同日午後7時に発表したコメントでは、「週刊朝日は、当社が発行する週刊誌であり、朝日新聞とは別媒体です。同誌を含め、当社の刊行物は当社が責任を持って独自に編集しています。今回の記事は、公人である橋下徹氏の人物像を描くのが目的です」と、「別媒体」であることを強調することに意識が集中してしまい、「おわび」の具体的な検討にまで至らなかつた。

雑誌統括は「原稿を止めきれずに、出してはいけないものが出た、おわびしなければならないと思った。ただ、朝日グループの取材拒否という事態に対し、市長や各メディアに『別媒体』であることをわかってもらうことを急いだ。それが結局、おわびの遅れにつながった」と話している。

○ファクスの文案(要旨)

「本件記事に関するご批判やご意見などは、弊社で真摯に受け止め、責任をもって対応させていただきます。週刊朝日の記事に関する編集権は株式会社朝日新聞出版にあり、朝日新聞社や朝日放送は本件記事には関係ありませんの

で、その点をご理解賜りたく存じます。つきましては、本件記事に関しまして、直接お会いしてご説明をさせていただく時間を頂戴できれば幸いです。ご都合のよろしい日時をご指定いただけませんか」

18日(木)朝には、編集長が市報道課に電話し、口頭でも面会をお願いした。しかし、同日は多忙で時間が取れないとの打ち返しがあり、同日午後の定例会見で市長は「人格を否定する根拠として先祖や縁戚を徹底的に暴いていく。その考え方自体を問題視している」「どこどこ地域が被差別かどうかを明らかにするのは日本の社会においては認められていない」と批判した。この会見を受け、朝日新聞出版は同日午後7時に、「おわび」コメントを発表。

○「おわび」(要旨)

「同和地区を特定するような表現など、不適切な記述が複数ありました。橋下市長はじめ、多くのみなさまにご不快な思いをさせ、ご迷惑をおかけしたことを深くおわびします。私どもは差別を是認したり、助長したりする意図は毛頭ありませんが、不適切な記述をしたことについて、深刻に受け止めています」

19日午後、朝日新聞出版の顧問弁護士と相談した。同弁護士から「決定的な問題は、地区を特定していること。その地域の住民に対する差別を助長するもので、重大な人権侵害だ。タイトルからして問題があり、連載中止の判断もありうるのではないかと。もし中止を決めるなら、いまずぐ早急に対応すべきだ」との見解が示された。社外の関係者の抗議や、読者からの批判の声も届いた。

朝日新聞出版の発行物で表記する場合は、「差別や偏見などの人権侵害をなくすために努力する」ことを「基本姿勢」に掲げている記者行動基準(朝日新聞出版の基準は、朝日新聞と同じ内容)等の社内の規定が基準になる。今回の記事はそれに反して決定的に人権意識に欠けるもので、「連載中止」が妥当と判断した。同日午後7時に「連載中止」のコメントを発表。

○「連載中止」(要旨)

「記事中で同和地区などに関する不適切な記述が複数あり、このまま連載の継続はできないとの最終判断に至りました。橋下市長をはじめとした関係者の皆様に、改めて深くおわび申し上げます。不適切な記述を掲載した全責任は当編集部であり、再発防止に努めます」

23日(火)発売の週刊朝日11月2日号に、編集長名の「おわびします」を掲載した。上記と同趣旨のおわびとともに、「今回の反省を踏まえ、編集部として、記事チェックのあり方を見直します。さらに、社として、今回の企画立案や記事作成の経緯などについて、徹底的に検証を進めます」と表明した。

橋下市長をはじめ、多くの人々に多大な苦痛を与えた今回の記事について、迅速に検証して公表し、同時に再発防止策も明らかにする必要がある。検討の結果、常設機関で中立性が担保されている第三者機関「朝日新聞社報道と人権委員会」に見解の表明を要請することになり、24日に申し立てを行った。

以上

「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解を受けて

株式会社朝日新聞出版
代表取締役 篠崎充
(しのぎき・みつる)
2012年11月12日

弊社発行の「週刊朝日」10月26日号の連載記事により、橋下徹・大阪市長とご家族、さらには多くのみなさまを傷つけることとなり、深くおわびいたします。

弊社は第三者機関「朝日新聞社報道と人権委員会」に、弊社がまとめた報告書「週刊朝日記事についての経緯」を提出し、関係者からのヒアリングなどの調査をしていただきました。その上で委員会に「見解」を出していただきました。

今回の記事について、「出自を根拠にその人格を否定するという誤った考えを基調としている」「差別や偏見など不当な人権抑圧と闘うことを使命の一つとし、正確で偏りのない報道に努めなければならない報道機関として、あってはならない過ち」と根幹に関わる指摘を受けました。

代表取締役社長・神徳英雄は今回の深刻な事態を重大に受け止め、「報道と人権委員会」の見解を機に、週刊朝日及び朝日新聞出版が再スタートを切らせていただくためにも、自らの判断により本日付ですべての経営責任を負って辞任しました。また、弊社は河島大四・週刊朝日前編集長を停職3カ月および降格としたほか、担当デスクを停職3カ月および降格、雑誌統括兼コンプライアンス担当を停職20日とする懲戒処分を行いました。

週刊朝日編集部と朝日新聞出版は今回の反省の上に立ち、人心を一新して社員の人権教育を徹底し、報道機関として二度と過ちを繰り返さないために再出発すべく社員の意識改革を図っていきたく存じます。

○人権意識の欠如

今回の記事について、「報道と人権委員会」から「出自と人格を強く関連づける考えは、人間の主体的な尊厳性を見失っており、人間理解として誤っているばかりか、危険な考えでもある」などと報道機関としての根幹を否定されるに等しい指摘を受けました。指摘のとおり、今回の記事に関して、週刊朝日編集部と弊社には、人権意識が極めて希薄でした。

タイトルや、「橋下徹のDNAをさかのぼり本性をあぶり出す」との表紙文字をはじめ、出自に関して橋下市長を攻撃する材料に使った本記事は、一貫して人権意識が決定的に欠如した差別記事でした。橋下市長を深く傷つけるばかりか、出自が人格のすべてを規定しているかのような趣旨は、人権抑圧と闘っている人々の気持ちを踏みにじるものであり、ジャーナリズムの仕事からかけ離れたものでした。被差別部落の地区を特定する表現は、関係する人々への差別を助長する記述でした。

連載をスタートするに当たり、父親のことをなぜ書く必要があるのか、それが政治姿勢とどう関わるのかといった記事の根幹に関わる重要な項目について検討されておらず、企画立案当初から致命的な欠陥がありました。その結果、公人の全体像を描くという当初の趣旨とはかけ離れてしまいました。

記事の掲載は中止すべきでした。しかし、編集長、担当デスクは、父親のことについてはすでに他の雑誌で報じられていたこと、代表的なノンフィクション作家の原稿であるという思いがあったことが致命的な甘さにつながり、掲載中止の決断に至りませんでした。雑誌統括は記事の問題点を強く指摘したものの、結果として掲載を止められませんでした。

企画から記事作成、校了という一連の経過の中で、人権意識を欠いていたことが最後まで尾を引くことになりました。社全体の人権意識の欠如が、社全体の危機意識の薄さを生み、そのことが発行の停止という決断に至らず、「連載中止」の決定の遅れにも影響しました。

背景には、発行人と編集人を兼ね、週刊朝日について大きな責任と権限を持っている編集長が、強いリーダーシップを発揮できずに、個々のデスクが自分の判断で動いたりするなど、編集長が部全体を統率できなくなっていたことがあります。

会社は記事の掲載中止、本誌発行後の回収など根本的な措置をとることを判断すべきでしたが、タイトルや表現の「おわび」にとどまり、対応の決定的な遅れを招きました。

出版社として発行を止める損害・混乱と、人権を侵害する深刻さを考えたとき、すべてを犠牲にしても人権を守らなければなりません。ジャーナリズムの使命で最も大事にしななければいけない人権を守る、差別をなくすという基本を踏みにじり、差別を助長してしまいました。

○チェック体制の欠陥

「報道と人権委員会」による指摘に、編集部のチェック体制の欠陥がありました。「見解」で明らかのように、編集部は企画書もないまま取材をスタートさせ、編集部全体で検討していません。編集長、複数のデスクでの企画内容の検討が致命的に不足していました。原稿を貫く危険な考えが、最後までチェックされることはありませんでした。

原稿が届いた後、担当デスクは「秘匿すべき情報提供者の名前が入っていた」として、編集長に渡したのは校了日の前日でした。編集長にデスクが情報源を伝えないことはあり得ず、基本的な動作もできていませんでした。デスク間での原稿の相互チェックなどは行われず、編集長と担当デスクの二人だけで編集作業は進められました。

原稿を読んだ雑誌統括は、社内でも多くの指摘があった点を編集長に対して修正を命じたにもかかわらず、担当デスクが作家の原稿であることで問題箇所を残したまま編集作業を進め、最終的に編集長も「これは佐野さんの原稿です。行かしてください」と押し切りました。編集長とデスクは作家のオリジナリティーを大切にすることばかりに気を取られ、人格攻撃の差別記事という自覚がなく、表現の問題との考えにとどまっていました。橋下市長の出自に関して、ほかの雑誌がすでに書いていることを理由に問題にはならないだろうと思い込み、自らチェックできませんでした。結果的に掲載を止められなかったことは、社としてチェック体制が機能しなかったためです。

○再発防止策

人権意識の決定的欠如、チェック体制の欠陥が週刊朝日編集部のみならず社全体にも及んでいたことを深く認識しています。二度と過ちを繰り返さないために、再発防止への考えとその対策を述べます。

1. 記者の人権研修の徹底化
週刊朝日編集部への集中的な人権研修及び、全社員に対して定期的な研修を繰り返し、会社が一丸となって人権意識の向上を目指します。
2. 記者規範研修を改めて徹底
見解では、事実の信憑性を疑われる記述があると指摘されました。この反省に立ち、事実の確認や裏取り取材を確実にを行うために記者が求められている倫理観や順守すべき基本原則を学ぶ記者規範の研修を行います。
3. 発行人と編集人の分離
週刊朝日の編集長はこれまで発行人と編集人の両方の権限を持っており、権限が集中しすぎていました。両者を分けることにより、相互チェックを働かせます。
4. コンプライアンス担当の専任化
記事のチェックをするコンプライアンス(法令順守)担当はこれまで雑誌統括と兼務としていましたが、雑誌統括から独

立させて専任にします。

5. デスク(副編集長)の原稿相互チェック体制の強化

編集部内にこれまで設けていなかった原稿チェック専門の副編集長(デスク)を置き、編集部内の相互チェックを強化します。

○読者への誓い

創刊して90年の長い歴史を持つ週刊朝日は、今回の記事で社会からの信頼を失い、読者を裏切りました。なぜ今回のようなことが起きたのか、なぜ止められなかったのか、その原因を徹底的に探り、その問題点を排除、克服することから始めなければ、読者の信頼は回復できないと考えています。

報道と人権委員会からの「報道機関としてあってはならない過ち」との指摘は、雑誌の根幹に関わることであり、心に刻まなければなりません。

週刊朝日の原点は、「家庭で安心して読めるニュース週刊誌」でした。私たちは、編集部のみならず、全社員が危機感を共有し、社をあげて失墜した信頼の回復に全力で努めていく所存です。

以上

[個人情報](#) | [著作権](#) | [お問い合わせ](#) | [会社概要](#) | [朝日新聞デジタル](#) | [特定商取引法に基づく表示](#)

Copyright 2012 Asahi Shimbun Publications Inc. All rights reserved. No reproduction or publication without written permission.

橋下氏巡る記事「差別を助長」

週刊朝日連載に「報道と人権委」が見解

朝日新聞出版社長が辞任

橋下徹・大阪市長を取り上げた「週刊朝日」10月26日号の連載記事をめぐり、朝日新聞社の第三者機関「報道と人権委員会」(FRC)は、「見出しを含め、記事は橋下氏の出言を根拠に人格を否定するとい

う誤った考えを基調とし、人間の主体的尊厳性を見失っている」などとする見解をまとめた。これを受け、同誌を発行する朝日新聞出版は12日、神徳英雄社長が辞任し、篠崎充範取締役を社長代行とする人事を決め

た。▼37面「見解要旨」など同出版はこの日、見解と、見解を受けた再発防止策などを橋下氏に報告し、改めて謝罪した。橋下氏は「納得できた」などと述べた。同出版は、週刊朝日の河島大四・前編集長と担当

デスクである副編集長を停職3カ月・降格、雑誌統括兼コンプライアンス担当を停職20日とする懲戒処分も公表した。

見解では、記事中に橋下氏を直接侮辱する表現や、被差別部落の地名を特定するなど、差別を助長する表現が複数書かれていたほか、主要部分が信頼性の疑わしい話で構成されているとして「差別や偏見などの不当な人権抑圧と闘うことを使命とし、正確な報道に努めるべき報道機関として、あつてはならない過

ち」と指摘。「差別の認識と人権への配慮を欠き、編集部の手チェック体制が機能していない」と総括した。具体的には、企画段階でコンテがなく、連載の展開を編集部で検討していない▽社内の手チェックで発行停止が検討された形跡もない▽掲載後のおわびも、タイトルや不適切な記述に対するものにとどまり、問題の本質に気づいていなかった

など問題点を指摘。――などと問題点を指摘。連載は2回目以降も橋下氏の親族を取り上げる予定で、これらの問題が検証さ

れないままでは過ちを繰り返すことになるとして「連載中止はやむを得なかった」とした。

また、記事は編集部が主体となり、意向を受けた佐野眞一氏が取材・執筆活動をしていたことから「問題の責任は全面的に編集部側にある」とする一方、佐野氏についても「人権や差別に対する配慮が足りない点があった」と述べた。

などを柱とする再発防止策を発表した。

記事は、橋下氏の人物評伝を意図した連載の1回目。掲載号発売後の10月19日に連載中止を決定。橋下氏は、記事掲載に至った経緯の検証と説明を求めている。

新聞社広報部は「差別を許さず、人権を守ることは朝日新聞社の基本姿勢であり、当社グループ全体が共有すべきものです。朝日新聞出版が打ち出した再発防止策が確実に実行されるよう、同社に厳しく求めていきます」などとする談話を出した。

朝日新聞出版の井手隆司管理統括兼管理部長は「報道と人権委員会」から記事の根幹に関わる指摘を受け、差別や偏見と闘うことを使命とする報道機関として、深く反省しており「す」などとコメント。朝日

見解全文、佐野氏のコメント全文などは同出版のホームページ(<http://publications2.asahi.com/index.html>)に掲載します。